

2017 年 期 実務補習所 考査問題

【監査に関する理論及び実務】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。
当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。
また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<財務諸表監査における不正>

問 以下は監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」からの抜粋である。空欄①～⑦に当てはまる適切な語句を答えなさい。

(①) の流用は、従業員により行われ、比較的少額であることが多い。しかし、(①) の流用を偽装し隠蔽することを比較的容易に実施できる立場にある経営者が関与することもある。

なお、(①) の流用においては、(①) の紛失や正当な(②) のない担保提供といった事実を隠蔽するために記録又は証憑書類の偽造を伴うことが多い。

職業的懐疑心は、入手した情報と(③) が、不正による重要な虚偽表示が存在する可能性を示唆していないかどうかについて継続的に疑問をもつことを必要としている。これには、(③) として利用する情報の信頼性の検討及びこれに関連する情報の作成と管理に関する内部統制の検討が含まれる。不正の持つ特性から、不正による重要な虚偽表示リスクを検討する場合には、監査人の職業的懐疑心は特に重要である。

監査人が過去の(④) に基づいて、経営者、取締役等及び(⑤) 等は信頼が置ける又は誠実であると認識していたとしても、状況が変化している可能性があることから、不正による重要な虚偽表示リスクを検討する場合には、職業的懐疑心を保持することが特に重要である。

監査人は、虚偽表示を識別した場合、当該虚偽表示が不正の(⑥) であるかどうかを評価しなければならない。不正の(⑥) であると判断したときには、不正は(⑦) 的に発生する可能性は少ないことを認識し、他の監査の局面との関係、特に経営者の陳述の信頼性に留意して、当該虚偽表示が与える影響を評価しなければならない。

問 以下は監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」及び付録 4 からの抜粋である。空欄①～⑤に当てはまる適切な語句を以下の語群より選び、選んだカタカナを答えなさい。

監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクを識別するための情報を入手するため、以下を理解しなければならない。

- (1) (①)
- (2) 不正に利用される可能性のある一般的及び企業の属する産業特有の取引慣行

監査責任者は、監査業務の監督に際し、監査の過程で発見された不正に関連する会計及び監査上の問題となる事項を(②) に報告する必要があることを監査メンバーに指示しなければならない。

【付録 4 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況】

留意すべき通例でない取引等

(③) 又は企業との関係が不明な相手先(個人を含む)との間に、事業場の合理性が不明瞭な重要な資金の貸付・借入契約、担保提供又は債務保証・非保証の契約がある。会計上の不適切な調整の可能性を示唆する状況

(根拠資料等による)裏付けのない又は(④) の重要な取引や勘定残高が存在する。
確認結果

企業の記録と確認状の回答に説明のつかない(⑤) がある。

<語群>

ア	監査責任者及び監査チーム内のより経験のあるメンバー	カ	企業の会計方針の選択と適用
イ	経営者	キ	監査役及び監査役会
ウ	虚偽表示	ク	職業的専門家
エ	重要な差異	ケ	未承認
オ	関連当事者	コ	公表されている主な不正事例

問 A社の監査チームは、従来、以下のような監査手続を実施していたが、当期の監査において不正な財務報告についてのリスクが高いと評価された。それぞれの監査手続についてどのような変更が考えられるか述べなさい。なお、クライアントの決算月は3月である。

- (1) 製造部門の生産設備の建設仮勘定について、ヒアリングを実施し、翌期以降に本格稼働する予定の設備が期末日において建設仮勘定に残っているかを検討している。
- (2) 製品販売部門の支店の往査については、売上高が多い上位5支店について往査を実施している。
- (3) 棚卸資産の棚卸については、会社は循環棚卸を採用しており、3月20日から3月31日までを棚卸実施期間としている。会計監査人は決算日のみにおいて棚卸の立会を実施している。
- (4) 売掛金の残高確認は会社独自の残高確認と監査チームによる直接確認とが実施されているが、どちらも2月末を基準日として実施している。
- (5) 不動産部門の保有不動産（棚卸資産）の評価については、会社入手の不動産鑑定評価の通読を実施している。
- (6) 現金実査については本社の現金のみを決算日に実施しており、支店の現金実査は期中における支店往査時に行っている。

問 監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを判断しなければならない。そこで、(1) 収益認識に係る不正による重要な虚偽表示リスクであると評価した場合の監査上の対応と、(2) 収益認識を不正による重要な虚偽表示リスクとして識別しない場合の対応を答えなさい。

問 下記の文章について、以下の問いに答えなさい。

(1) 職業的専門家としての懐疑心

「財務諸表監査における不正（監査基準委員会報告書240）」の要求事項のうち、職業的専門家としての懐疑心に関する次の文章について、()に入れるべき最も適切な語句を答えなさい。

監査基準委員会報告書200第14項に記載のとおり、監査人は、経営者、取締役等及び監査役等の①及び②に関する監査人の③にかかわらず、不正による重要な虚偽表示が行われる可能性に常に留意し、監査の④を通じて、職業的懐疑心を保持しなければならない。

(2) 不正リスク要因

「財務諸表監査における不正（監査基準委員会報告書240）」では、不正リスク要因を

- (ア) 不正を実行する「動機・プレッシャー」
- (イ) 不正を実行する「機会」
- (ウ) 不正行為に対する「姿勢・正当化」

に分類しています。下記①～⑧の不正リスク要因の例示が、上記のいずれの分類に該当するかについて、(ア)～(ウ)の記号を答えなさい。

- ① 内部統制(ITにより自動化された内部統制を含む。)に対して十分な監視活動が行われていない。
- ② 現金等の窃盗されやすい資産を取り扱う従業員が、昇進や報酬等が従業員の期待に反するなど、会社と対立関係になっている。
- ③ 少額な窃盗を容認している。
- ④ 取引所の上場基準、債務の返済又はその他借入に係る財務制限条項に抵触し得る状況にある。
- ⑤ 経営者が重要性のないことを根拠に不適切な会計処理を頻繁に正当化する。
- ⑥ 棚卸資産が小型、高価又は需要が多いものである。
- ⑦ 監査の終了又は監査報告書の発行に関して極端な時間的制約を課すなど、監査人への不合理な要求を行っている。
- ⑧ 経営者等の報酬の大部分が、株価、経営成績、財政状態又はキャッシュ・フローに関する目標の達成に左右される賞与やストック・オプションなどで構成させている。

(3) 監査チーム内の討議

財務諸表に不正による重要な虚偽表示が行われる可能性について監査チーム内で討議する内容として、次のア～エの文章のうち、正しいものには「○」、誤っているものについては「×」を解答欄に記載しなさい。

ア、利益調整を示唆する状況及び不正な財務報告となり得る利益調整のために経営者がとる手法の検討

イ、現金など流用され易い資産に対する資産保全手続についての経営者の関与の検討

ウ、経営者又は従業員の不自然な又は説明のつかない行動や生活様式の変化の検討

(4) 経営者による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続

経営者による内部統制を無効化するリスクに対する監査人の評価にかかわらず、監査人が立案し実施しなければならない監査手続に関する以下の記載について、()に入れるべき最も適切な語句を答えなさい。

- ・ (①)で行われた仕訳入力及び修正を抽出すること
- ・ 財務諸表に含まれる会計上の見積りにおける経営者の判断及び決定が、個々には合理的であるとしても、不正による重要な虚偽表示リスクとなるような(②)が存在する可能性を示唆するものかどうか評価すること。
- ・ 過年度の財務諸表に反映された重要な会計上の見積りに関連する経営者の仮定及び判断に関して、(③)に検討すること。
- ・ 企業の通常の取引過程から外れた重要な取引、又は企業及び企業環境に関する監査人の理解や監査中に入手した情報を考慮すると通例でないと判断されるその他の重要な取引について、取引の(④)(又はその欠如)が、不正な財務報告を行うため又は資産の流用を隠蔽するために行われた可能性を示唆するものであるかどうかを評価すること。

- (5) 企業の通常の取引過程から外れた重要な取引、又は通例でないと判断される重要な取引が、不正な財務報告を行うため又は資産の流用を隠蔽するために行われたことを示す兆候の例を、3つ挙げなさい。

問 下記の不正事案に関連して、以下の問に答えなさい。

事案の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会社は研究機関での試験を支援するコンサルティング業務を提供しており、右肩上がりに成長していた。 ・取引所への上場後、経営者が少なくとも前年の売上は達成しなくてはならないというプレッシャーの下、契約上の役務提供を行わず、架空売上を計上した。 ・会社の子会社による取引先への融資が循環して、売上代金を回収していた。
監査人の対応	<p>《リスク評価》^(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティング売上については、期末月の計上が多いため売上の実現に留意し、特別な検討を必要とするリスクとして識別していた。 <p>《対応手続》^(b)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティング売上について、契約書、検収書(検収印、回答者の役職等を確認)と突合し、対応する売上原価は原価計算表の合計額と一致していることを確かめ、売掛金残高確認、一部の入金確認等の手続を実施した。 ・売上債権の残高確認に関して、会社が進行基準により計上していた見込額で発送したにもかかわらず、取引先が一致で回答していることに関して、疑念を持っていなかった。 ・売上原価は原価計算表との一致を照合しただけで、原価計算の実証手続を実施していなかった。 ・子会社の貸付金残高について特段の注意を払っていなかった。

(1) 下線(a)について、不正による重要な虚偽表示リスクを識別するための情報を入手するために実施される手続に関連する次のア～エの文章のうち、正しいものには「○」、誤っているものについては「×」を解答欄に記載しなさい。なお、誤っているものについては、その理由についても答えなさい。

- ア、経営者は、不正リスクに対する評価と関連する内部統制に対する監視の役割を果たしており、監査人が経営者に質問することは有益である。
- イ、監査人は、不正の申立てに対応する責任者に、その企業に影響を及ぼす不正、不正の疑い又は不正の申立てを把握しているかどうかを質問しなければならない。
- ウ、監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクを識別するための情報を入手するため、不正に利用される可能性のある一般的及び企業の属する産業特有の取引慣行を理解しなければならない。
- エ、分析的手続の実施により入手した情報に加えて、企業及び企業環境について入手したその他の情報は、不正による重要な虚偽表示リスクの識別に有用なことがある。

(2) 下線(b)について、財務諸表全体レベルの不正による重要な虚偽表示リスクが識別された場合には、評価したリスクに応じた全般的な対応として、実施する監査手続の種類、時期及び範囲の選択に当たって企業が想定しない要素を組込むことがあります。企業が想定しない要素を組み込んだ監査手続の例を4つ挙げなさい。

(3) 上記不正事例に関して、あなたの考える問題点及び改善すべき点を1つずつ具体的に答えなさい。

(4) 監査人が、適時に、監査役等に伝達しなければならないとされている、企業に影響を与える不正を識別したか又は不正の疑い(不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合を含む。)を抱いた場合を3つ答えなさい。

<リスク評価及び評価したリスクへの対応>

問 あなたは3月決算の自動車部品製造業の会社である(株)CPAの2018年3月期の決算監査(2018年4月20日～)に1年目のスタッフとして来ています。監査チームの構成は、業務執行社員、主査、先輩スタッフ、あなたの4名です。

決算監査初日に主査からあなたに以下のような作業分担が振られました。

作業概要	作業内容詳細	備考
議事録レビュー	■ 2017年4月以降開催の取締役会議事録をレビューする。	—
内部統制調書の更新	■ 2017年3月期の内部統制の評価調書からの変更点がないかを会社の担当者に質問する。	—
重要性の基準値の算出	■ 会社から入手した2018年3月期の貸借対照表、損益計算書を基に、重要性の基準値を算出する。	期中の監査手続は2017年3月期の監査における重要性の基準値を利用していた。
会議への出席と議事録の作成	■ 2018年4月30日に予定している社長とのディスカッションへの出席と議事録取り。	毎年1回、決算監査中に社長とディスカッションをしている。
現金預金の実証手続	■ ～詳細省略～	—
固定資産の減損にかかる実証手続	■ ～詳細省略～	—
売掛金の残高確認差異分析	■ 2017年12月末基準日の売掛金の残高確認状の差異分析 ■ 2017年12月末～2018年3月末の残余期間に対する追加手続	例年この会社は期末日の3ヶ月前に残高確認を実施している。

また、主査は決算監査の初日に(株)CPAについての重要な虚偽表示リスクの評価について、以下のように口頭で教えてくれました。

「この会社の特別な検討を必要とするリスクは、売掛金/売上高の実在性、期間帰属の適切性だけです。基準で収益認識には不正リスクがあると推定されるとされていますので機械的にそうしています。ここ数年業績が下がり気味で、今年は特に計画に未達になりそうなので注意してください。四半期で行った期中の売上のテストでは、カットオフエラー(売上の前倒し計上)が散見されています。留意点はそれくらいで、あとは去年の期末決算監査の調書と同じように手続を行ってください。」

以上の状況を前提に、リスク・アプローチの観点からおかしいと思う点とそう考える理由を端的に5つ答えなさい。

問 リスク・アプローチの概要に関する以下の文章の空欄に当てはまる用語を答えなさい(同じ番号には同じ用語が入る)。

- ・監査リスク＝(1)リスク × (2)リスク× (3)リスク
- ・財務諸表における「重要な虚偽表示のリスク」を「(4)レベル」及び「(5)レベル」の二つのレベルで区分する。
- ・リスク評価手続の結果、(4)レベルの重要な虚偽表示リスクが認識されたときに採るべき対応を「全体的な対応」といい、以下のようなものが含まれます。
 - 監査チームメンバーが(6)を保持すること
 - 豊富な(7)を有する又は特定分野における専門的な知識や技能を持つ監査チームメンバーの(8)、(9)の利用
 - 監査チームメンバーへの(10)の強化
 - 実施するリスク対応手続の選択に当たっての企業が(11)要素の組込み
 - 実施すべき監査手続の(12)、(13)及び(14)の変更

問 監査の計画及び実施における重要性に関する以下の各記述のうち、正しいと考える場合には○、誤っていると考える場合には×を解答欄に記入しなさい。

なお、誤っていると考えた場合はその理由も記入しなさい。

- (1) 監査計画の策定時に決定した、財務諸表全体において重要であると判断する虚偽表示の金額を「手続実施上の重要性」という。
- (2) 「重要性の基準値」を決定する際、企業の状況に応じた適切な指標の例示としては、公表財務諸表で表示されている税引前利益、売上高、売上総利益及び費用合計などの損益項目、株主資本合計又は純資産があるが、総資産を用いてはならない。
- (3) 「重要性の基準値」を決定する際、選択した指標に適用する割合の決定は、監査人は、製造業を営む営利を目的とする企業において税引前利益を指標とする場合には5%以下の割合を適用しなければならない。
- (4) 「手続実施上の重要性」の実務上の算定の方法例として、「重要性の基準値」に一定の割合を乗じて設定する方法がある。
- (5) 「明らかに僅少な額」とは、集計しても明らかに財務諸表に重要な影響を与えないと想定する虚偽表示の金額をいう。

問 A社は、「アタリーストア」というスーパー（東証2部上場、3月決算）であり、業績は毎期安定しており、前期の年間の売上高は3,000億円、税引前当期純利益は10億円であった。

担当監査法人のパートナーであるK氏が7月下旬（第1四半期レビュー往査の後半）、監査現場に赴き、当期版に更新された「監査及び四半期レビュー計画書」を初めて査閲していた。そこで、重要性の基準値が15億円だったために、監査現場のマネジャーのS氏に重要性の基準値の設定根拠を確認した。S氏は、下記の内容をK氏に説明した。

監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」Ⅲ-2.-(1)-A6.において、「選択した指標に適用する割合の決定は、職業的専門家としての判断を伴うものである。例えば、監査人は、製造業を営む営利を目的とする企業において税引前利益を指標とする場合には5%が適切であると考えることがあるが、状況によっては、これとは異なる割合が適切であると判断することもある。また、選択する指標に適用する割合も指標の性質により異なり、売上高に適用する割合は、通常、税引前利益に適用する割合よりも小さい。」と記載されており、また、当監査法人のマニュアルには、「重要性の基準値は、通常、税引前利益を指標とし、その5%である。しかし、資産規模とか、売上規模が大きいといったように、これが不条理となる場合には、他の指標を使うことができる。その場合、売上高の0.5%を上限とする。また、明らかに僅少な金額は、重要性の基準値の5%である。」と規定されている。

そこで、S氏は、前期の売上高を指標として、3,000億円に、当監査法人のマニュアルに規定されている上限の0.5%を乗じて、重要性の基準値を15億円と設定した。

- (1) 仮に、指標（ベンチマーク）を前期の税引前当期純利益の10億円とした場合、当監査法人のマニュアルに従い、①重要性の基準値と②明らかに僅少な金額を算定しなさい。
- (2) K氏は、監査計画書をいつまでに、査閲（レビュー）すべきであったと考えられますか。
- (3) S氏が設定した重要性の基準値15億円について、賛成ですか、反対ですか、○で囲いなさい。また、その理由を答えなさい。

問 未修正の虚偽表示が及ぼす影響の評価に関する下記の質問に答えなさい。

未修正の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回っているか検討を行う（監基報450 A13）。重要性の基準値が100,000千円であり、未修正の虚偽表示は下記の内容です。

内容	修正仕訳（単位：千円）			
売上高の過大計上	売上高	110,000	売掛金	110,000
売上原価の過大計上	買掛金	60,000	売上原価	60,000

この財務諸表には、重要な虚偽表示が存在するか否かについて、存在の有無とそう考える理由を端的に答えなさい。

問 二重目的テストに関する以下の文章の空欄に当てはまる用語を答えなさい（同じ番号には同じ用語が入る）。

同一の取引に対して詳細テストと同時に実施する運用評価手続を立案する場合があります。運用評価手続の目的は詳細テストの目的とは異なりますが、二つの目的は、同一取引に対する詳細テストと運用評価手続の実施を通じて同時に達成されることがあり、これは二重目的テストと呼ばれています。

ここで重要なのは、抽出したサンプルが同一なだけで、両者の手続はそれぞれ別個にテスト手続を立案・実施・記録するということです。

例えば、売上取引に対して、以下のそれぞれの運用評価手続と実証手続を行うケースで考えてみましょう。

内部統制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約書、検収書等の根拠資料と売上取引データが一致していることを上長（C部長）が確認し、売上報告書へ承認印を押印する。
手続種類	具体的な手続
運用評価手続	<ul style="list-style-type: none"> ■ （ 1 ）を閲覧し、（ 2 ）の有無を確かめる。（閲覧）
実証手続	<ul style="list-style-type: none"> ■ 案件名、金額について、（ 3 ）との一致を確認する。 ■ 案件名、金額、検収日付について、（ 4 ）との一致を確認する。

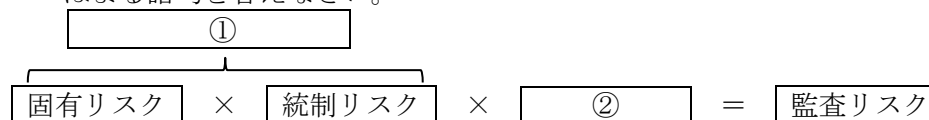
このような運用評価手続と実証手続をそれぞれ行うことを計画した場合において、同一の売上取引をテスト対象として抽出し、当該売上取引についての「（ 1 ）」、「（ 3 ）」、「（ 4 ）」を依頼し、同時に手続を行うことがあります。

実務上の留意事項としては、手続は同時に同一の取引に対して行うものの、実施結果の（ 5 ）はそれぞれの手続ごとに行うことです。

〈（ 5 ）例〉				運用評価手続		実証手続			
案件No.	案件名	金額 (百万円)	売上日付			(3)	(4)		
A1000	A社 B案件	1,200	2017/3/4	(1) にC部長の (2) あり	○	案件名、金額 が一致した	○	案件名、金額、 検収日付 が一致した	○

問 我が国の監査基準においては事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチが採用されている。このリスク・アプローチについて、以下の問に答えなさい。

- (1) リスク・アプローチとはどのような監査手法であるか説明しなさい。
- (2) 以下はリスク・アプローチにおけるリスクの概念を示したものである。空欄①～②に当てはまる語句を答えなさい。



- (3) リスク・アプローチに基づく監査において、リスクの識別と評価が重要となる理由について説明しなさい。

問 リスク・アプローチとはどのような監査手法か、述べなさい。

問 監査人は、監査の全過程を通じて職業的専門家としての懐疑心を保持し発揮する必要があります。《参考 「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」平成28年1月27日会長通牒平成28年第1号》

リスク評価、内部統制評価、実証手続の観点で留意すべき事項を述べなさい。

問 公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組（平成28年1月27日）が会長通牒平成28年第1号として公表されています。そこで、「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」に関して、下記の文章の空欄に適切な語句・文言を答えなさい。

監査人は、資本市場の健全な発展に寄与すべく、監査の実施に当たっては厳正な態度で臨まなければならない。昨今の度重なる会計不祥事は監査の信頼を揺るがすものであり、公認会計士監査の信頼回復のため、会員各位には下記の点について特に留意し、真摯に監査業務に取り組むことを強く要請する。

1. リスク・アプローチに基づく監査

リスク・アプローチに基づく監査においてリスクの識別及び評価を誤ると、監査計画・監査手続全般に影響が波及し、結果的に財務諸表の重要な虚偽表示を看過することとなる。リスク・アプローチに基づく監査の実施に当たっては、企業及び企業環境を十分に理解した上で、リスクを適切に評価することが決定的に重要となることを再認識しなければならない。リスク評価に当たっては、経営者の誠実性に関する監査人の過去の経験や、被監査会社又は経営者の社会的名声による予断にとらわれることなく、（ 1 ）を含む企業及び企業環境・ビジネスを適切に理解する必要がある。

2. 職業的専門家としての（ 2 ）

監査人は次の点に特に留意の上、監査の全過程を通じて職業的専門家としての（ 2 ）を保持し発揮する必要がある。

- ・ 財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示が生じるリスクは全ての企業に常に存在するという前提でリスク評価を行う。また、重要な虚偽表示リスクは常時変化する可能性があるため、監査過程を通じてリスクを見直す。

- ・ （ 1 ）の評価に当たっては、重要な虚偽表示リスクとの関連を常に意識し、統制目的が有効に達成されているか否かを確認する。そのためには、表面的な承認の有無の確認に終始することなく、運用評価手続の目的を十分理解した上で手続を実施する。特に、形式的な評価に陥りがちな全社的な（ 1 ）の評価は、実効性のある手続となっているかを確認する。

- ・ リスクに対応した実証手続を実施する際には、被監査会社の説明を鵜呑みにすることなく、説明の裏付けとなる適切な監査証拠を入手する。

3. 経営者による（ 1 ）を無効化するリスク

財務諸表の重要な虚偽表示に経営者が関与する場合、経営者の姿勢は組織全体に大きな影響を及ぼし、また、その地位を利用して（ 1 ）の無効化をもたらす。さらに、ビジネスモデルの特徴や企業環境の変化を利用する等、様々な要因が複合的に絡みあって虚偽表示が及ぼす影響が格段に大きくなり、発見されるまでの期間も長期化することが多くなることに留意する必要がある。経営者による（ 1 ）を無効化するリスク（以下「（ 1 ）無効化リスク」という。）は、全ての企業に存在する。監査人は、経営者は誠実であるとの思い込みにより、（ 1 ）無効化リスクは低いと判断することなく、職業的（ 2 ）をもって（ 3 ）に評価する必要がある。（ 1 ）無効化リスクに対応した手続（仕訳テスト、会計上の見積りにおける経営者の偏向の検討及び非通例的な重要な取引の検討）を実施する際は、起こり得る不正の態様を想定して、個々の状況に適合した手続を設計し実施する必要がある。

4. 会計上の見積りの監査

会計上の見積りの監査に当たっては、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データの検討において、被監査会社の説明を鵜呑みにすることなく、収集した情報や監査チーム内に蓄積された知識に照らして（ 3 ）に検討する姿勢を保持する必要がある。また、見積りの裏付けとなる適切な監査証拠を入手し妥当性を検討するとともに、各見積項目について、過年度の見積りと確定値又は当年度の再見積額の比較を（ 4 ）して検証する必要がある。

5. 監査チーム内の情報共有

監査チームメンバーは、情報及び知識を適時に共有するため、随時、十分な討議を行う必要がある。監査責任者は監査補助者が上位者に報告又は相談しやすい環境を整備し、監査補助者もプロフェッショナルとしての自覚を持って監査チーム内での職責を果たすことが求められる。

6. 審査

審査担当者は、監査チームが行った重要な判断や監査意見を客観的に評価することが求められる。評価に際しては、監査チームと同じ目線に立つことなく、重要な判断とその結論に関する監査調書を査閲し、職業的（ 2 ）をもって審査を行う必要がある。

7. 監査時間・期間の確保

コーポレートガバナンス・コードで謳われているとおり、高品質な監査を可能とするには、十分な監査時間・期間の確保が重要な要素となる。十分な監査時間・期間の確保は、財務諸表の信頼性を高めるために不可欠な要素であることについて、経営者の理解を得る努力が必要である。

監査人は強い態度で監査業務に臨むことが必要である。監査は（ 5 ）の利益のために行われている点、すなわち、被監査会社の株主・投資家等、監査報告書の利用者のために行われている点を踏まえ、会計不祥事が繰り返されることのないよう、職業的（ 2 ）をもって 監査を実施しているかを厳しく自問していただきたい。

問 「監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要な取引種類、勘定残高、開示等の各々に対する実証手続を立案し実施しなければならない。（監基報330第17項）」とされていますが、その理由を述べなさい。

問 P社グループの企業及び企業環境の理解の抜粋は以下の通りである。以下の情報をもとに、事業上のリスク及び重要な虚偽表示リスクを識別しなさい。

企業及び企業環境の理解（抜粋）	
産業、規制等の外部要因	① 会社は自動車メーカーを顧客とする大型プレス機製造メーカーであり、得意先から一品一様の受注生産を行っている。 ② 売上は1件当たり数億円であり、受注から生産までは約1年程度。 ③ 自動車業界では設備投資が一巡し、向こう数年の投資は控えめとの予測が出ている。
事業活動等	④ 会社は昨年度工場設備を刷新する50億円の設備投資を行っていた。 ⑤ 当該設備投資はほぼ銀行借入で調達している。 ⑥ 工場土地は自社で所有しているが、昨年調査で土壌汚染が見つかった。
会計方針	⑦ 受注生産であるため、個別原価計算を採用している。
企業の業績の測定	⑧ 会社は売上高と経常利益を重要指標としている。

問 下記は、「監査基準 第三 実施基準」の抜粋です。以下の問いに答えなさい。

- 二 監査計画の策定
- 1 監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと④監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。
 - 2 (略)
 - 3 監査人は、広く財務諸表全体に関係し特定の財務諸表項目のみに関連づけられない⑥重要な虚偽表示のリスクがあると判断した場合には、そのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映させなければならない。
 - 4 監査人は、財務諸表項目に関連して暫定的に評価した⑥重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じた [] に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。
 - 5 (略)
 - 6 (略)
 - 7 (略)
 - 8 (略)

(1) 下線部④について以下の問いに答えなさい。

イ 「重要性の基準値」について、下記の空欄を埋めなさい

「重要性の基準値」－ [] ① の策定時に決定した、 [] ② において重要であると判断する [] ③ の金額 ([] ① の策定後改訂した金額を含む。) をいう。(監査基準委員会報告 320 より抜粋)

ロ 「手続実施上の重要性」が重要性の基準値よりも低い金額で設定される理由を答えなさい。

ハ 「重要性の基準値」を決定する際に選択する指標について、適切な指標の識別に影響を与える要因を3つ答えなさい。

(2) 下線部⑥について以下の問いに答えなさい。

イ 「重要な虚偽表示リスク」を識別し評価する基礎を得るために、リスク評価手続を実施しなければならない。リスク評価手続に含めなければならない手続きを3つ答えなさい。

ロ 「重要な虚偽表示リスク」を分類すると下記の表となる。下記の空欄を埋めなさい。

重要な虚偽表示リスクの分類				
① の リ ス ク	ク 重 要 な 虚 偽 表 示 リ ス ク	② の重要な虚偽表示リスク		
		③ の重要な虚偽表示リスク	④ を必要とするリスク	⑤ のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク
			その他	
		財務諸表の重要な虚偽表示リスクにつながらないリスク		

(3) (2) における②のリスクが認識された場合に取りべき対応を答えなさい。また、当該対応の具体的な内容を3つ答えなさい。

(4) (2) における④のリスクを検討するにあたり、各段階での内部統制に関する留意事項について答えなさい。

問 下記は、「監査基準 第三 実施基準」の抜粋です。以下の問いに答えなさい。

三 監査の実施

- 1 監査人は、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき、暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクの程度を変更する必要がないと判断した場合には、当初の監査計画において策定した内部統制の ① の評価手続及び ② を実施しなければならない。また、重要な虚偽表示のリスクの程度が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、発見リスク水準を低くするために監査計画を修正し、十分かつ適切な監査証拠を入手できるように監査手続を実施しなければならない。
- 2 監査人は、ある特定の監査要点について、 ③ か、あるいは ④ 可能性が高いと判断した場合には、内部統制に依拠することなく、により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、 ⑤、その ⑥ 等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
- 6 監査人は、監査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)

(1) ①～⑥の空欄を埋めなさい。

(2) 下線部④について、以下の問いに答えなさい。

イ 「虚偽表示」に関する下記の空欄を埋めなさい。

虚偽表示は、以下の結果生じることがある。

- (1) 財務諸表の基礎となるデータの収集又は処理上の Ⅰ
- (2) 金額又は開示の Ⅱ
- (3) 事実の見落とし又は明らかな誤解から生じる Ⅲ の Ⅰ
- (4) 監査人が合理的でないと考える Ⅲ 又は監査人が不適切と考える Ⅳ の選択及び適用に関する経営者の判断
(監査基準委員会報告 450 より抜粋)

ロ 以下について、正しいものには○、誤っているものには×を記入しなさい。また、×としたものについてはその理由も簡潔に記入しなさい。

- A 重要性の基準値を300百万円と設定している。未修正の虚偽表示として、売上高の過大計上が350百万円、売上原価の過大計上が250百万円計上されている。両者を相殺すると利益に与える影響は50百万円であり、重要性の基準値を下回ることから、「重要な虚偽の表示は存在しない」と結論付けた。
- B リスク対応手続の結果、未修正の虚偽表示が検出された。質的な側面を考慮すると「明らかに僅少」とすることに疑義があるが、金額的には集計しても明らかに財務諸表に重要な影響を与えない額であることから、「明らかに僅少」とであると判断し、虚偽表示として集計しないこととした。
- C リスク対応手続の結果、未修正の虚偽表示が検出されたが、監査チームとして、当該虚偽表示は個別にも集計しても監査意見に影響を与えるものではないと判断している。このため、経理担当者より「未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての財務諸表に対して重要性がないと判断している」旨の回答を入手するのみで、それ以上の追加手続は実施していない。

問 下記の監査基準委員会報告書 300「監査計画」の抜粋を読み、以下の問に答えなさい。

6. 監査人は、詳細な監査計画を作成するための指針となるように、監査業務の範囲、監査の実施時期及び監査の方向性を設定した監査の基本的な方針を策定しなければならない。
7. 監査人は、監査の基本的な方針を策定する際、以下の事項を実施しなければならない。
 - (1) 監査業務の範囲に影響を及ぼす事項を識別すること
 - (2) 監査の実施時期及び必要なコミュニケーションの内容を計画するために、④監査報告の目的を明確にすること
 - (3) 監査人の職業的専門家としての判断により、監査チームの作業に重要な影響を及ぼす要素を考慮すること
 - (4) 監査契約に係る予備的な活動の結果を考慮すること（企業に対し監査以外の業務を行っている場合にはその業務から得られた知識の考慮も含む。）
 - (5) 監査の実施に必要な⑤監査チームメンバーの能力、時期及び人数を明確にすること
8. 監査人は、以下の事項を含む詳細な監査計画を作成しなければならない。
 - (1) 監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」により計画するリスク評価手続の種類、時期及び範囲
 - (2) 監査基準委員会報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」により計画するアサーション・レベルのリスク対応手続の種類、時期及び範囲
 - (3) 他の監査基準委員会報告書等における要求事項により計画する監査手続
9. 監査人は、監査期間中③必要に応じて、監査の基本的な方針及び詳細な監査計画を見直し修正しなければならない。
10. 監査人は、監査チームメンバーに対する指示、監督及び監査調書の査閲の内容、時期及び範囲を計画しなければならない。

- (1) 監査を実施する上で適切な監査計画が必要となる理由を 3 点例示しなさい。
- (2) ④について、監査の実施時期及び必要なコミュニケーションの内容を計画するにあたり、監査報告の目的の明確化が求められる理由について説明しなさい。
- (3) ⑤について、リスク・アプローチに基づく監査を実施する上で監査チームの編成の際に考慮すべき事項について説明しなさい。
- (4) ③について、監査計画の修正が必要となるのはどのような場合か、2 点例示しなさい。

問 下記の監査基準委員会報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」の抜粋を読み、以下の問に答えなさい。

9. 監査人は、監査の基本的な方針を策定する際、**④重要性の基準値**を決定しなければならない。企業の特定の状況において、特定の取引種類、勘定残高又は開示等に関する虚偽表示が、重要性の基準値を下回る場合でも、財務諸表の利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に限り、監査人は、当該特定の取引種類、勘定残高又は開示等について適用される重要性の基準値も決定しなければならない。
10. 監査人は、重要な虚偽表示のリスクを評価し、リスク対応手続の種類、時期及び範囲を決定するために、**⑤手続実施上の重要性**を決定しなければならない。
11. 監査人は、監査の実施過程において、当初決定した重要性の基準値を改訂すべき情報を認識した場合には、重要性の基準値を改訂しなければならない。なお、特定の取引種類、勘定残高又は開示等に対する重要性の基準値を設定している場合には同様の検討が必要である。
12. 監査人は、重要性の基準値（設定している場合は、特定の取引種類、勘定残高又は開示等に対する重要性の基準値）について、当初決定した金額よりも小さくすることが適切であると決定した場合には、手続実施上の重要性を改訂する必要があるか、さらに、**⑥リスク対応手続の種類、時期及び範囲が適切であるか**判断しなければならない。

- (1) ④について、重要性の基準値の決定に際しては通常、最初に指標を選択し、その指標に対して特定の割合を適用する。この指標の選択において、営利企業では税引前利益が用いられることが多いが、この理由について説明しなさい。
- (2) ⑤について、手続実施上の重要性は重要性の基準値より低い金額として設定される。この理由について説明しなさい。
- (3) ⑥について、上記の判断が必要となる理由について説明しなさい。

問 監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」は監査責任者と監査チームの主要メンバーによる討議を求めている。監査チームで討議すべき事項について、2点例示しなさい。

問 監査基準委員会報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」は、委託会社が1社以上の受託会社の提供する業務を利用する場合に、委託会社監査人に実務上の指針を提供するものである。これに関連した以下の問に答えなさい。

- (1) 本報告書で想定されている委託業務の例を2つ挙げなさい。
- (2) 委託業務にかかる内部統制の評価も、会社自体が業務を実施している場合と同様に内部統制の理解を行います。その結果、委託会社からだけでは十分な情報が得られないと監査人が判断した場合、監査人が実施する手続を記載しなさい。

問 リスク評価手続に関する以下の各記述のうち、正しいと考える場合には○を、誤っていると考える場合には×を解答欄に記入し、誤っていると考えた理由を答えなさい。

- (1) 質問のみでは、内部統制のデザインと業務への適用についてのリスク評価手続の目的には十分ではない。
- (2) 経営者が内部統制を無効化するリスクが低いと判断する場合には、監査人は経営者による内部統制の無効化のリスクは特別な検討を必要とするリスクではないと結論付けることがある。
- (3) リスク評価手続として分析的手続を実施する場合には、分析的手続の結果は、重要な虚偽表示が存在するか否かについての兆候を示すに過ぎない。
- (4) 企業のリスク評価プロセスが適切な場合には、リスク評価手続における経営者とのディスカッションは必ずしも必要とはならない。
- (5) 事業上のリスクには財務諸表の重要な虚偽表示リスクにつながるリスクが含まれているため、リスク評価手続において検討する必要はない。
- (6) 特別な検討を必要とするリスクの識別は、監査責任者の関与のもと、関連する内部統制のデザインと業務への適用を考慮して慎重に行う必要がある。
- (7) リスク評価は、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示が生じるリスクは全ての企業に常に存在するという前提で行う。
- (8) 過年度の監査において入手した情報を当期のリスク評価に用いるのは適切ではない。

問 下記は、「監査基準 第三 実施基準」の抜粋です。以下の問いに答えなさい。

一 基本原則

- 1 監査人は、㉠監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。
- 2 監査人は、監査の実施において、㉡内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。
- 3 (略)
- 4 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを㉢暫定的に評価し、リスクに対応した監査手続を、原則として試査に基づき実施しなければならない。
- 5 監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。
- 6 (略)

(1) 下線部㉠について以下の問いに答えなさい。

- イ 「監査リスク」について説明しなさい。
- ロ 「監査リスク」を構成する要素を二つ答えなさい。

(2) 下線部㉡について以下の問いに答えなさい。

イ 下記の空欄を埋めなさい。

「内部統制」の意義—内部統制とは、基本的に、業務の ① 、
財務報告の ② 、事業活動に関わる ③ 並びに
④ の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいう。
（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」より抜粋）

ロ 内部統制の構成要素は6つに分解できる。6つの構成要素の名称を答えなさい。

(3) 下線部㉢について、重要な虚偽表示リスクに関する監査人の評価は、監査実施中に入手したほかの監査証拠により変更されることがある。リスク評価の修正が必要となるのはどのような場合か答えなさい。

問 監査基準委員会報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」は、監査の過程で識別した虚偽表示が監査に与える影響と、未修正の虚偽表示が財務諸表に与える影響を評価する際の実務上の指針となるものである。これに関連した以下の設問に答えなさい。

- (1) 監査人が、監査の進捗に伴い虚偽表示を識別した場合、監査の基本的な方針及び監査計画を修正する必要があるかどうかを判断しなければならないケースを2つ挙げなさい。
- (2) 監査人が重要な虚偽表示を発見した場合に、まずクライアントに対して実施すべき事項を挙げなさい。
- (3) (2)によっても、重要な虚偽表示が未修正である場合に、未修正の虚偽表示が及ぼす影響の評価として実施すべきことを4つ挙げなさい。
- (4) 未修正の虚偽表示に関して、クライアントと実施するコミュニケーションを2つ挙げなさい。

問 下記の監査基準委員会報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」の抜粋を読み、以下の問に答えなさい。

4. 監査人は、評価した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、④全般的な対応を立案し実施しなければならない。
5. 監査人は、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、⑧実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案し実施しなければならない。
6. 監査人は、リスク対応手続の立案に当たって、以下を実施しなければならない。
 - (1) 取引種類、勘定残高、開示等の各々について、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの根拠を、以下の事項を含めて考慮すること。
 - ① 関連する取引種類、勘定残高、開示等に係る特性に起因する重要な虚偽表示の発生可能性（固有リスク）。
 - ② 関連する内部統制を勘案しているか（統制リスク）。すなわち、実証手続の種類、時期及び範囲の決定において、有効に運用されている内部統制への依拠を予定しているか。この場合には、内部統制の運用状況が有効であるかどうかを判断するための監査証拠を入手することが必要である。
 - (2) 評価した重要な虚偽表示リスクの程度が高いほど、より確かな心証が得られる監査証拠を入手すること。
7. 監査人は、以下のいずれかの場合には、③関連する内部統制の運用状況の有効性に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手する運用評価手続を立案し実施しなければならない。

- (1) ④の監査人が採るべき全般的な対応として、例示されていることを3つ挙げなさい。
- (2) 全般的な対応を検討する際に重要になるのが統制環境の有効性である。統制環境の有効性が低いと判断した際に、監査上の対応、すなわち①全般的な方針②実証手続の実施時期③実証手続の実施範囲④監査対象事業所の範囲はどうなるか、述べなさい。
- (3) ⑧のうち、リスク対応手続（運用評価手続）について、以下の監査手法を証拠力が高いものから順に並べなさい。

質問
 観察・閲覧
 再実施

- (4) 同じく、⑧リスク対応手続（実証手続）について、以下の監査手法を証拠力が強いものから順に並べなさい。

質問
 確認
 分析的手続
 実査

- (5) ③について、どのような場合に、内部統制の運用状況の有効性に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手する運用評価手続を立案し、実施しなければならないか、2つ答えなさい。

<監査の結論及び報告>

問 監査の過程で識別した虚偽表示の評価（監査基準委員会報告書 450）に関して、未修正の虚偽表示が及ぼす影響を評価（第 9 項、第 10 項、A10 項～A17 項）する際の留意点として、監査人は、虚偽表示が重要性の基準値を下回る場合でも、当該虚偽表示が、個別に、又は監査の過程で集計した他の虚偽表示と合わせて検討した結果、重要であると評価することがある。当該評価に影響を与える状況（A15 項）を 5 つ答えなさい。

問 「監査の結論及び報告」について規定している監査基準委員会報告書 700～720 の 5 本は、以下の通りの位置付けとなっている。そこで、下記の空欄に適切な語句・文言を答えなさい。

- ・監査基準委員会報告書 700 「財務諸表に対する (①) と監査報告」
財務諸表に対する (①) に関する実務上の指針、及び財務諸表に対する (②) に基づいて発行する監査報告書の様式及び記載内容に関する実務上の指針を提供している。
- ・監査基準委員会報告書 705 「独立監査人の監査報告書における (③) 付意見」
監査基準委員会報告書 700 に基づく監査 (①) を行う際に、財務諸表に対して (③) 付意見を表明する必要があると判断する場合に、適切な監査報告書を発行するための実務上の指針を提供している。
- ・監査基準委員会報告書 706 「独立監査人の監査報告書における (④) 区分と (⑤) 区分」
監査報告書に (④) 区分又は (⑤) 区分を設ける場合における監査報告書の様式及び記載内容に関する実務上の指針を提供している。
- ・監査基準委員会報告書 710 「過年度の (⑥) 情報－ (⑦) 数値と (⑧) 財務諸表」
財務諸表に含まれる (⑥) 情報が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みにおける (⑥) 情報に関して要求されている事項に準拠して表示されているかどうかについて十分かつ適切な監査証拠を入手し、監査意見を表明する責任に基づいて監査報告を行うための実務上の指針を提供している。
- ・監査基準委員会報告書 720 「監査した財務諸表が含まれる (⑨) における (⑩) 内容に関連する監査人の責任」
監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる (⑨) における (⑩) 内容に、財務諸表と監査報告書の (⑪) を損なう可能性のある情報が含まれる場合、適切に対応するための実務上の指針を提供している。

問 審査とは、監査報告書日又はそれ以前に、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために実施する手続をいう（監査基準委員会報告書 220 「監査業務における品質管理」第 6 項）。

監査事務所は、すべての監査業務について監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、審査に関する方針及び手続を定めなければならない（品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」第 34 項）。

そこで、審査実施上の留意点に関して、（教材（テキスト）上での）審査資料の内容を 5 つ答えなさい。

問 監査の過程で識別した虚偽表示の評価について答えなさい。

1. 以下の(1)～(4)の記述について、正しければ○、誤っていれば×を記入しなさい。
×の場合には、その理由もあわせて答えなさい。
 - (1) 当年度に過年度の虚偽表示を識別した場合は、過年度に識別していた未修正の虚偽表示とともに、個別に又は集計して重要であるかどうかを、当年度の重要性に基づいて判断する。
 - (2) 監査人は、重要性がないものを除き、監査の過程で識別した虚偽表示を集計しなければならない。
 - (3) 前年度の財務諸表の重要な虚偽表示が当年度財務諸表の比較情報で修正再表示され適切に注記されている場合、監査人は無限定適正意見を表明する。
 - (4) 過年度の重要性がない未修正の虚偽表示の累積的影響は、当年度の財務諸表に重要な影響を与えない。
2. 監査の過程で虚偽表示を識別した場合、監査人が判断すべき事項を2つ答えなさい。

問 監基報 220「監査業務における品質管理」に関して、以下の文章に入る語句を記入しなさい。

(1) 審査とは

監査報告書日又はそれ以前に、監査チームが行った(①)、監査上の(②)及び(③)の形成を(④)するために実施する手続をいう

(2) 審査担当者

審査担当者は、監査チームが行った(②)や(③)を(④)しなければならない。この評価には、以下の事項を含めなければならない。

- ・重要な事項についての(⑤)との討議
- ・財務諸表と監査報告書案の検討
- ・監査チームが行った(①)とその結論に関する監査調書の検討
- ・監査意見の評価及び監査報告書案が適切であるかどうかの検討

審査において、審査担当者は以下の事項を検討しなければならない。

- ・(⑥)に関する監査チームの評価
- ・監査上の判断の相違、又は専門性が高く判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項について適切な(⑦)が行われたかどうか、及び(⑦)から得られた結論
- ・(①)に関する監査調書には、実施した手続とその結論が適切に記載されているかどうか

問 監査基準委員会報告書 570「継続企業」に関連した下記の文章について、以下の問いに答えなさい。

1. 貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況のうち、監査・保証実務委員会報告第 74 号に例示されているものについて、解答用紙の項目別にひとつずつ答えなさい。
2. 継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが重要な不確実性が認められる場合において、下記のケースごとに監査人が表明すると考えられる意見の類型と強調事項区分もしくは根拠区分に必要な記載事項について具体的に答えなさい。なお、適正表示の枠組みを前提とし、必要となる記載事項がない場合は「なし」と記載すること。
 - (1) 財務諸表における注記が適切な場合
 - (2) 財務諸表における注記が適切でなく、その影響が重要だが広範でない場合
 - (3) 財務諸表に注記されない場合

問 「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」に関して、下記の空欄に適切な語句・文言を答えなさい（監査基準委員会報告書 570「継続企業」Ⅲ 1. (1) A1 一部抜粋）。

<財務関係>

- ・ (A:)、又は流動負債が流動資産を超過している状態
- ・ 返済期限が間近の (B:)があるが、借換え又は返済の現実的見通しが無い
- ・ 債権者による財務的支援の打切りの兆候、又は (C:)の要請の動き
- ・ 過去の財務諸表又は予測財務諸表におけるマイナスの (D:)
- ・ 主要な (E:)の著しい悪化、又は (F:)の著しい減少
- ・ (G:)の価値の著しい低下、又は売却を予定している重要な (G:)の処分の困難性
- ・ (H:)の遅延又は中止
- ・ 仕入先からの (I:)の拒絶
- ・ 新たな (J:)の困難性

<営業関係>

- ・ (K:)による企業の清算又は事業停止の計画
- ・ 主要な (K:)の退任、又は事業活動に不可欠な (L:)の流出
- ・ 主要な (M:)、フランチャイズ、ライセンス若しくは (N:)、又は重要な (O:)の喪失
- ・ 重要な (P:)の不足
- ・ 強力な (Q:)企業の出現

<その他>

- ・ (R:)に基づく重要な事業の制約
- ・ 巨額な (S:)の履行の可能性
- ・ (T:)の著しい悪化

問 内部統制は、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではないが、各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。そこで、内部統制の固有の限界を4つ答えなさい（財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準 I 3）。

また、内部統制とコンプライアンスとの関連を答えなさい。

問 解答用紙の監査報告書を読み下記の問いに答えよ。

当該監査報告書には、監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」に照らすと文言の誤り及び不足している箇所がある。解答用紙の例にならい、修正しなさい。

問 経営管理におけるリスクに関して、下記の文章の空欄に適切な語句・文言を答えなさい。
 企業にとって「リスク」とは多種多様なものであり、一つのリスクをとっても、企業にとっての重要性は企業ごとに異なるが、例えば下記の4つに大別することができる。

- ・ (A) に関するリスク (全体的な経済動向、業界の景気動向、金利・為替の動向等)
 - ・ (B) に関するリスク (技術革新、新規分野への進出、海外への事業進出、M&A等)
 - ・ (C) に関するリスク (独占禁止法に基づく排除命令、製造物責任、環境汚染、個人情報・企業の技術情報の流出等)
 - ・ 戦争、災害に関するリスク (事業所・工場の火災、地震による工場の被災等)
- 上述のとおり、企業の (B) にはあらゆる領域にリスクが存在している。

リスクを識別する方法にはいろいろな方法があるが、例えば「PEST分析」「SWOT分析」といった手法が挙げられる。

PEST分析は企業を取り巻くマクロ経済のうち、現在ないし将来の事業活動に影響を及ぼす可能性のある要素を把握するため、PESTフレームワークを使って外部環境を洗い出し、その影響度・変化を分析する手法である。

【PEST要因の例】

(D) 的環境要因	●法律・規制改正 ●外交	●政権交代 ●裁判制度・判例
(E) 的環境要因	●景気・物価動向 ●株価・金利・為替レート変動	●投資環境
(F) 的環境要因	●文化の変遷 ●教育・宗教・世間の関心	●人口動態
技術的環境要因	●技術革新	

SWOT分析は企業の外部環境に潜む (G) と (H) を検討した上で、その組織が持つ (I) みと (J) みを確認・評価するための手法である。

【SWOT分析の例】

(例) 食品製造業を営む会社

外部環境	内部環境
(G) ・健康志向の高まり ・健康番組で自社製品が取り上げられた	(I) み ・独自性の (I) い商品であり他社との差別化が明確に図られている ・生産体制の整備から短期での生産～納品が可能
(H) ・商品企画力の高い外資系の競合他社の参入 ・顧客からの価格下げ圧力	(J) み ・商品企画力が (J) く、第2・第3のヒット作が生まれ ・原料にこだわっているために価格競争力が低い

問 平成 29 年 3 月 31 日、金融庁は、「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」が取りまとめた「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を公表しました。

本原則は、大規模な監査法人の組織的な運営を念頭に、監査品質の持続的向上を重視する組織文化の醸成、実効的な経営機能の発揮やそれを監督・評価する機能の確保、監査品質の向上に向けた意見交換とそれを可能にする組織運営の透明性の確保に関する原則をまとめたものです。本原則の公表は、監査法人のガバナンスの更なる向上の契機であり、本原則を適用する監査法人の真摯な取組と実践は、監査に対する資本市場からの信頼性の維持向上に資するものとなります。監査法人の組織運営の透明性に関する報告は、本原則の適用状況などを形式的な表現によることなく、各監査法人の自らの表現により説明し、資本市場の関係者、特に上場企業の取締役・監査役等及び株主・投資家との監査品質の向上に向けた一層の意見交換・対話に繋げる必要があります。

また、本原則を適用しない監査法人においても、それぞれの特性等を踏まえた最も適切と考える方法にて、監査品質の維持向上及び継続的改善を重視する組織文化の醸成と透明性の向上に努め、実効的な組織運営を実現することが期待されています。

そこで、「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」に関して、下記の文章（原則 1～原則 5）の空欄（A～J）に、下記（四角で囲んだ）の語句・文言より選んで、解答欄に答えなさい。

社員、 経営、 効率、 人材の中途採用、 意見交換、 対話、 品質、 人材の育成・確保
 公益的、 国有的、 私益的、 持続的、 継続的、 単発的、 主体的、 個人的、 組織的
 正確性、 信頼性、 透明性、 実効性、 資本市場、 株式市場、 投資家、 社会、 国民

監査法人が果たすべき役割	<p>原則 1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の（A: ）を確保し、（B: ）の参加者等の保護を図り、もって（C: ）経済の健全な発展に寄与する（D: ）な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の（E: ）を組織として（F: ）に向上させるべきである。</p>
組織体制	<p>原則 2 監査法人は、会計監査の（E: ）の（F: ）な向上に向けた法人全体の（G: ）な運営を実現するため、実効的に（H: ）（マネジメント）機能を発揮すべきである。</p>
	<p>原則 3 監査法人は、監査法人の（H: ）から独立した立場で（H: ）機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、（H: ）の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>
業務運営	<p>原則 4 監査法人は、（G: ）な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、（I: ）を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の（E: ）の向上に向けた（J: ）や議論を積極的に行うべきである。</p>
透明性の確保	<p>原則 5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、（B: ）の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、（G: ）な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。</p>

問 主査であるあなたは、期末の監査の最終段階で、監査チームのスタッフから以下の報告を受けた。

「テナントからの長期預かり保証金を見ておりましたら、当該テナントの退去により1年内に返還する必要があるものが150百万円、存在することが判明しました。

重要性基準値300百万円を下回りますし、違約金等も発生せず、損益計算書への影響もな
いと思われることから、このままパスしたいと思うのですがよろしいでしょうか？」
スタッフへのあなたの回答を述べなさい。

問 平成30年3月期の監査を実施している際に、平成27年3月期（すなわち3期前）における重要性基準値をはるかに超える誤謬が発見された。当該誤謬は、当該期のみならず、当期までの4期間すべての期において重要性基準値をはるかに超える影響を与えるものであった。当該企業は上場会社であり、有価証券報告書及び四半期報告書を提出している。
当該企業が金融商品取引法上、行うべき対応を述べなさい。

問 主査であるあなたは、決算監査中（決算日後である）に、取締役経理部長から下記の相談を受けた。財務諸表の開示及び監査報告書上の対応を含めたあなたの回答を述べなさい。
「次回の取締役会で、新規子会社の設立の決議をする予定です。次回の取締役会時点では、まだ決算公表前ですが、可決された場合、何か対応が必要となるのでしょうか？」

問 金商法及び会社法監査の主査であるあなたが、有価証券報告書の開示について検証を行っているとき、経理部長が言った。
「有価証券報告書のうち経理の状況より前の部分についても、間違いがあったら監査法人の責任になりますよね、しっかりとみてくださいよ。」
会社へのあなたの回答を会社法監査にも言及して述べなさい。

問 業務執行社員であるあなたは、今年初めて主査を担当することになったA君から、以下の報告を受けた
「会社法の決算審査を明日、受審する予定です。当期は特段の検討事項もないため資料は特に準備しておらず、私1人で対応する予定です。なお、決算短信は一昨日に公表しています。」
業務執行社員としての指導的立場から、A君へのあなたの回答を述べなさい。

問 上場会社の主査であるあなたは、経理部長から以下の質問を受けた。
「先生、継続企業の前提の注記に関して、 A のような場合には、財務数値を見るだけで形式的には監査委員会報告74号あるいは監査基準委員会報告570の例示に該当することがわかると思います。
例示に該当した場合には、必ず継続企業の前提の注記を記載することになりますか？」

(ア) A に該当する事象又は状況を2つ挙げなさい。

(イ) 経理部長へホワイトボードを利用して説明しているとして、回答用紙のフロー図を完成させなさい。

問 あなたが主査を担当している、X社は、ここ数年業績が芳しくなく、営業キャッシュ・フローも前期同様に引き続き2期連続の赤字の見込みである。このまま推移すると、翌期に満期を迎える社債10億の償還が危ぶまれる状況にある。そのような状況下、取締役会が開催され、本社屋の売却により、翌期の社債の償還原資を調達とすることが決議され、あなたは、経理部長からその旨の報告を受けた。

監査チームはかねてより、X社は継続企業の前提について重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の例示（監査基準委員会報告）に該当することになると考えていた。したがって、あなたは、当該決議を継続企業の評価に関連する経営者の対応策として認識した。

当該経営者の対応策について、以下の①～⑤の観点から、具体的な監査手続（どのような監査証拠を入手すべきかを含めた）を策定しなさい。

- ① 処分の制限
- ② 売却可能性
- ③ 売却先の信用力
- ④ 処分による影響
- ⑤ 売却価額の妥当性

問 あなたは主査を担当している会社について、継続企業の前提に関する注記を付す必要があると判断している。当該会社から、以下の質問を受けた。

「継続企業の前提に関する注記が付されるということは、貸借対照表の翌日から12か月間、会社が継続できないという不確実性があると判断していることだと思います。そうであると、将来の見積もりである、繰延税金資産の回収可能性及び減損損失の将来キャッシュ・フローについても、上記との整合性から1年しか見積れないということになるのでしょうか？」

あなたの回答を述べなさい。

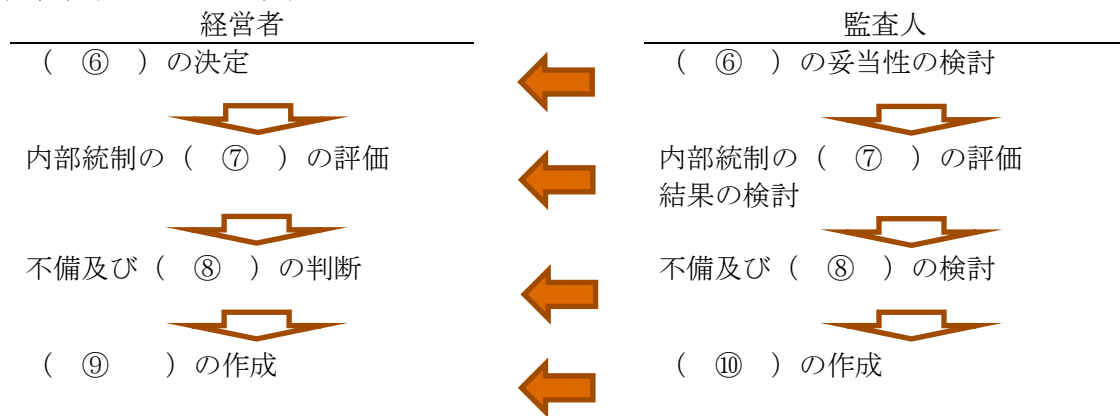
<財務報告に係る内部統制の監査>

問 財務報告に係る内部統制について、企業会計審議会「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」に従い、以下文章の空欄①～⑩に当てはまる語句を答えなさい。

(1) 内部統制の定義

内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、(①)、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの(②)が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行される(③)をいい、統制環境、(④)、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応の6つの(⑤)から構成される。

(2) 経営者と監査人の役割



問 全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制に対する以下の間に答えなさい。

(1) 全社的な内部統制

経営者は全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲、方法等を決定することになる。これに対して、監査人は全社的な内部統制の評価結果が業務プロセスに与える影響を適切に決定しているかを検討することになるが、その際の検討ポイントを解答用紙に従い3点述べなさい。

(2) 業務プロセスに係る内部統制

経営者は評価の対象となった業務プロセスに係る内部統制について、まず整備状況の評価して、その後に運用状況の評価することになる。経営者が業務プロセスに係る内部統制の整備状況の評価するに当たっての留意点を5点述べなさい。

なお、解答する際、最後は「・・・いるか。」で終わること。

問 以下の財務報告に係る内部統制に関する記述について、下線部の語句に明らかに誤りのあるものが含まれている。解答用紙に従い、それぞれ誤りの語句と正しい語句を答えなさい。

(1) 「企業の事業目的に大きく関わる勘定科目」は、財務諸表を利用する一般投資家等の利害関係者が、企業の主たる事業の経営成績・財政状態等を判断するために重要と判断して着目する勘定科目と考えられる。実施基準では、一般的な事業会社の例として売上、売掛金、現金預金が例示されている。重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスは、原則として、すべてを評価の対象とする。

(2) 個別に評価対象に追加する業務プロセスには、以下の3つがある。

- ① 取引金額が大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス
- ② 見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス
- ③ 非定型・不規則な取引など虚偽表示が発生するリスクが高いものとして、特に留意すべき業務プロセス

- (3) 全社的な観点から評価することが適切と考えられる決算・財務報告プロセスとは以下の手続をいう。
- ①総勘定元帳から財務諸表を作成するプロセス
 - ②連結修正、報告書の結合・組替などの連結財務諸表作成のための仕訳とその内容を記録する手続
 - ③財務諸表に関連する株主総会招集通知を記載するための手続
 - ④比較情報の作成に係る手続
- (4) ITに係る内部統制は「ITに係る業務処理統制」と「ITに係る全般統制」がある。監査人は「ITに係る業務処理統制」の運用状況の評価の検討に当たっては、関連する「ITに係る全般統制」も評価することが前提となっている。従って、原則として「ITに係る業務処理統制」のみを評価して、内部統制の有効性について結論を出すことはできる。
- (5) 内部統制監査報告書の類型は以下の5つに整理ができる。
- ①無限定適正意見
 - ②意見に関する除外事項を付した限定付適正意見
 - ③不適正意見
 - ④意見不表明
 - ⑤監査範囲の制約に関する除外事項を付した無限定適正意見

<現預金・借入金>

問 資金調達取引に関して、以下の(1)～(5)を最もよく表すものを、選択肢ア～コの中から選び、選んだカタカナを答えなさい。

- (1) 有価証券の募集または売出を行った会社がその後の各事業年度に提出すべき書類
- (2) 新株予約権無償割当による資金調達方法
- (3) 監査人から引受事務幹事会社への書簡
- (4) 事業会社が短期資金調達のために発行する負債証券
- (5) 主に長期の資金の銀行借入

【選択肢】

ア：手形貸付	イ：ファクタリング取引	ウ：ライツイシュー
エ：有価証券報告書	オ：有価証券届出書	カ：コマーシャル・ペーパー
キ：証書貸付	ク：コンフォート・レター	ケ：第三者割当増資
コ：キャッシュ・マネジメント・システム		

問 実査に関して、以下の空欄①～⑤に当てはまる、適切な語句を答えなさい。

- | |
|---|
| 1. 実査はできる限り（ ① ）に近い時点で実施する（実務上は（ ① ）の翌営業日の朝に行うことが多い）。 |
| 2. 現金、預金証書、受取手形・有価証券等換金性の強いものの実査は（ ② ）に実査する。また、保管場所が複数の場合も、可能な限り（ ② ）に実査する。 |
| 3. 実査に際しては必ず会社担当者の（ ③ ）を求める。 |
| 4. 小切手帳、手形用紙綴（会社が支払に用いるもの）を実査して（ ④ ）情報（実査時における最終使用番号及び未使用番号）を監査調書に記録する。 |
| 5. 実査終了後に実査結果を記載した調書に実査対象物件の（ ⑤ ）を受けた旨の受領印をもらう。 |

問 確認に関する以下の監査基準委員会報告の文章について、以下の問に答えなさい。

確認により、特定のアサーションに適合する監査証拠が入手できることがあるが、他のアサーションに対しては適合性の低い監査証拠しか入手できないことがある。例えば、売掛金に対する確認により入手した監査証拠は、（ ① ）には適合するが、（ ② ）には必ずしも適合しない。

- (1) 空欄①～②に当てはまる、適切な語句を答えなさい。
- (2) 上記のように言われる理由について、簡潔に述べなさい。

問 現金勘定は“通貨”及び“通貨代用証券”で構成されますが、以下の通貨代用証券について説明しなさい。

説明の視点は以下の記載を参考にしてください。

- ・通貨代用証券（小切手、配当金領収書、期限到来済の利札 以下同）は物理的にどのようなものか。
- ・通貨代用証券はどのような仕組みとなっており、現代においてどのような場面で利用されるか。
- ・通貨代用証券が現金に含められる理由

問 現金、預金はその流動性の高さから、不正リスクが高いといわれます。現預金の不正事例・不正手段を4つ以上挙げなさい。2つ以下は部分点なし 5つ以上記載してもよいが間違いがあれば減点対象

問 実査に係る留意事項について、下記の太枠内から適当な用語を選んで、文中の（ア）から（ト）を埋めなさい。回答用紙には数字記号を記載すること。1つの用語の使用回数は1回のみである。

なお、（ケ）、（コ）、（サ）並びに（シ）、（ス）、（セ）の回答は順不同でよい。

1. メール又は電話、2. 会社担当者、3. 郵便貯金、4. 小切手No.、5. 等価性
6. 換金性、7. 財務担当取締役、8. 得意先、9. 証書番号、10. コピー、11. 譲渡性預金
12. 紛失等を防止、13. 収入印紙の種類、14. 実在性、15. 監査報告書を発送
16. 横領等を防止、17. 相手先、18. 電話番号、19. 残高確認状を発送、20. 管理状況
21. 担保の有無、22. シャープペンシル、23. 定期預金、24. 期末日に近い時点
25. リスク管理、26. 銀行名・営業店名、27. 期中監査時、28. 換金可能性、29. 届出印
30. 郵便切手No.、31. 会社名・支店名、32. 預金の種類、33. 振出日、34. 同時、35. 受領印
36. 別々、37. 引落日、38. 監査人の管理下、39. 万年筆かボールペン、40. 保証の有無

- 留意事項① 実査はできる限り（ア）で実施する。
- 留意事項② 現金、預金証書、受取手形・有価証券等（イ）の強いものの実査は（ウ）に実査する。また、保管場所が複数の場合も、可能な限り（ウ）に実査する。
- 留意事項③ 実査に際しては必ず（エ）の立会を求める。
- 留意事項④ 実査対象物件は、全て（オ）において行う。
- 留意事項⑤ 数量の確定の他、対象物件の状況についても注意を払う。例えば、小切手帳、手形用紙綴りの（カ）は良好か。
- 留意事項⑥ 預金証書などは（キ）が高い。担当者が不正に換金をしていたり、借入の担保に差し入れたりしている可能性がある。
- 留意事項⑦ 預金通帳・預金証書、他人振出の小切手や受取手形、株券やゴルフ会員権等は同一物認定を要するので、実査に際しては金額のみでなく他の事項についても記録する（預金証書であれば（ク）、満期日、小切手であれば（ケ）、（コ）、（サ）、金額など）。
- 留意事項⑧ 預金残高口座別明細表には、（シ）、（ス）、証書番号、金額、預入日、満期日、期間、利率、（セ）等、必要な事項が記載されていることを確認する。
- 留意事項⑨ 満期日を経過したまま放置されている（ソ）等はないか注意する。
- 留意事項⑩ 通帳・証書等の（タ）を見たとしても実査したことにはならないので、必ず現物を実査する。
- 留意事項⑪ 実査終了後に実査結果を記載した調書に実査対象物件の返却を受けた旨の（チ）をもらう。この場合、調書の記載は（ツ）による。
- 留意事項⑫ 監査の効率性の観点から、実査と同日に（テ）することも検討する。
- 留意事項⑬ 実査対象物件の（ト）するため、実査時に机の上に置く書類や筆記用具は必要最低限のもののみとし、それ以外は事前にカバンにしまっておいた方がよい。

問 内部統制についての意義（目的及び基本的要素）を「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づき記載するとともに、現金預金管理及び資金調達取引について、会社が実施する統制行為について答えなさい。

- (1) 内部統制の4つの目的を答えなさい。
- (2) 内部統制の6つの基本的要素を答えなさい。
- (3) 現金預金管理のうち、支払いについての統制行為を3つ述べなさい。
- (4) 資金調達取引のうち、借入れについての統制行為を2つ述べなさい。

問 現金及び預金勘定に関する**実証的な**監査手続を5つあげなさい。（オーバーオール除く）
3つ以下は部分点なし 6つ以上記載してもよいが間違いがあれば減点対象

問 確認に係る留意事項について、下記の太枠内から適当な用語を選んで、文中の（ア）から（ト）を埋めなさい。回答用紙には数字記号で回答すること。なお、1つの用語の使用回数は1回のみである。

1. 監査人経由、2. 一部、3. 取引名義人、4. コピー、5. 消印の証跡、6. 社印
 7. 往信用封筒、8. 合理的である差異、9. 合理的とは認められない差異
 10. 会社経由、11. 信頼性、12. 実在的、13. 網羅的、14. 宅急便、15. 銀行取引届出印
 16. 凍結、17. 返済予定表、18. 照合の有無、19. 代表取締役社長、20. 問題
 21. 英文様式、22. メール、23. 取引残高ゼロ、24. 個人名や個人印、25. 正確性
 26. 日本語様式、27. 期末日前、28. 往信用封筒、29. サイン、30. 郵送、31. 解約
 32. コントロールシート、33. 当座勘定照合表、34. 回収日
 35. 照合の証跡（チェックマーク等）、36. 期末日、37. 項目、38. 回答希望日
 39. 切手の貼付け、40. 全件

- 留意事項① 銀行確認状については、原則として、（ア）を基準に残高確認を行う。
- 留意事項② 銀行確認状については、原則として、全ての取引銀行に対して確認を行う。
（イ）の銀行であっても確認を行う。）
 期中に（ウ）した口座で、確認を実施すべきものがないかも留意する。
- 留意事項③ 銀行へ送付する確認状には（エ）のみを記載し、銀行側に金額、条件等について記載を依頼する。
 簿外負債等の有無について（オ）に検証するためである。
- 留意事項④ 確認状の依頼者名は（カ）で、（キ）が押印されている必要がある。
- 留意事項⑤ 当座預金口座については、期末日前後の（ク）の写しの添付を依頼することが望ましい。
- 留意事項⑥ （ケ）は、回答に要する時間と監査日程を考慮して適切に設定する。
- 留意事項⑦ 会社に交付した確認状の枚数は把握しておき、残高確認手続終了後には、未使用のもの（書損じのものを含む。）の返却を受ける。
- 留意事項⑧ 海外の銀行に対しては、例えば、（コ）の確認状を送付することが考えられる。
- 留意事項⑨ 確認状記載の項目については発送前に記録（あるいは（サ））を残すことが望ましい。
- 留意事項⑩ 監査人の住所を記載して切手を貼付した（シ）を同封する。
- 留意事項⑪ 残高確認状は、会社が取引相手に対して回答を依頼する形式をとるため、督促や内容についての照会も原則として（ス）で行う。
- 留意事項⑫ 回答は原則として（セ）で回収する。ファクシミリなどによって電子的に受領した回答では、異なる回答者によって回答されるリスクや改ざんの発見が困難となるリスクがあるため、通常は十分な（ソ）が確保できない。
- 留意事項⑬ 銀行確認状は、銀行取引項目の相対的危険性から、全ての項目について回答を得る必要がある。
 具体的には、発送した確認状は（タ）回収し、該当事項がない場合も空欄ではなくその旨を記入してもらう方法を採用する必要がある。
- 留意事項⑭ 担当者の（チ）で回答が行われている場合には、適切な回答者でない可能性が高いことに留意する。
- 留意事項⑮ （ツ）や日付等が不自然なものでないかにも留意する。
- 留意事項⑯ 確認状のすべての回答結果は、各勘定科目の監査手続において漏れなく利用する必要がある。
 監査調書に照合結果を記載すると同時に、確認状側にも（テ）を残すようにする。
- 留意事項⑰ 回答内容と残高明細表等に（ト）が存在する場合には、不正リスク要因を示唆する可能性があることに留意する。

問 借入金に係る支払利息のオーバーオールテスト調書について、下記調書のうち、(ア) から(オ)を埋めなさい。

前提条件

期中監査にて、短期借入金及び長期借入金の×1年4月から×2年2月までの月次残高金額については妥当であることを検証済である。前払利息、未払利息の期間帰属に問題はない。
重要性の基準値 12,000,000 円、検出事項の金額 600,000 円

目的

借入金に係る支払利息の網羅性及び正確性について検証する。

範囲

×1年度(3月決算)の帳簿上における借入金に係る支払利息 14,114,798 円

方法

借入金の種類別及び月別残高、平均金利を用いて推定利息額を算出し、支払利息の帳簿上の金額と比較して妥当性を確認する。

結果

I 借入金種類別の残高

単位：円

月次	短期借入金残高	長期借入金残高
×1年4月	1,150,000,000	850,000,000
×1年5月	1,145,000,000	845,000,000
×1年6月	1,140,000,000	840,000,000
×1年7月	1,135,000,000	835,000,000
×1年8月	1,130,000,000	830,000,000
×1年9月	1,125,000,000	825,000,000
×1年10月	1,120,000,000	820,000,000
×1年11月	1,115,000,000	815,000,000
×1年12月	1,110,000,000	810,000,000
×2年1月	1,105,000,000	805,000,000
×2年2月	1,100,000,000	800,000,000
×2年3月	1,095,000,000 ✓	795,000,000
計	()	()
平均残高	()	(ア)

✓借入金期末残高検証調書の残高金額と一致

II 借入金種類別の金利

単位：%

金融機関名	短期借入金金利	長期借入金金利
A 銀行	0.524	0.917
B 銀行	0.626	0.939
C 銀行	0.687	1.038
D 銀行	0.540	0.920
平均金利	(イ) ※	()

※小数点第2位未満切り捨て

II 借入金種類別の金利

単位：%

金融機関名	短期借入金金利	長期借入金金利
A 銀行	0.524	0.917
B 銀行	0.626	0.939
C 銀行	0.687	1.038
D 銀行	0.540	0.920
平均金利	(イ) ※	()

※小数点第2位未満切り捨て

(上記結果を踏まえてのあなたのコメント) (オ)

問 シンジケートローンとは、「ア」とも呼ばれ、大型の資金調達ニーズに対して、「イ」が「ウ」してシンジケート団を組成し、一つの融資契約書に基づき同一条件で融資を行うことをいいます。これは、取りまとめ役（エ）の金融機関が、資金の調達側（企業等）と調整して利率や期間などを設定し、「イ」と分担して融資する方式となっています。

一般にシンジケートローンでは、金融機関側は貸し倒れのリスクを分散できる一方、調達側はまとめて多額の資金を調達することができます。シンジケートローンだと、通常の金利以外にアレンジメントフィー、エージェントフィー、コミットメントフィーなどの手数料がかかることになり資金調達側にはコスト負担が増えます。

なお各種費用の会計処理については、コミットメントフィーについては、金融商品会計に関する実務指針 139 項に明確な定めがあります。しかし、アレンジメントフィーやエージェントフィーなどの手数料については、明確な会計上の取扱いはないため、費用が発生しているか否か実態を検討した上で会計処理を決定する必要があります。

- (1) 文章中の（ア）～（エ）に入る言葉を述べなさい
 (2) 以下の各種手数料について述べなさい

コミットメントフィーの定義（性質）と、一般的にどのように金額が算定されるか
アレンジメントフィーの定義（性質）と、一般的にどのように金額が算定されるか
エージェントフィーの定義（性質）

- (3) 以下の各種手数料の会計処理（期間帰属）とその理由について述べなさい
 また、費用計上区分について述べなさい

コミットメントフィー（金融商品会計に関する実務指針 139 項）
アレンジメントフィー（会計基準に明確な定めはないが、一般的には以下のように処理される）
エージェントフィー（会計基準に明確な定めはないが、一般的には以下のように処理される）
費用計上区分について

<販売>

問 売掛金の確認は、通常積極的確認が行われる。具体的な手続は、監査委員会研究報告第11号「監査マニュアル作成ガイド」財務諸表項目の監査手続編（中間報告）（平成12年9月4日 日本公認会計士協会）によれば、次のような監査手続が挙げられる。以下の空欄1～32に入る最も適切な言葉を記入しなさい。

1. (1)にしたがって、一定の基準により確認先を(2)する。
2. 確認(3)現在の確認対象項目の(4)を入手し、(5)の上、(6)と(7)する。
3. (2)した確認先について、(8)を付した(9)を作成し、(10)と(7)する。
4. (11)を会社に依頼し、必要事項の記入を依頼する。
5. 会社によって(11)に記入された事項が、確認先一覧表と(12)していることを確かめる。
6. (8)を付した上で、(13)の管理の下で(11)を(14)する。
7. 住所不明等で返送されたものについては、正しい住所等を調査の上、(15)する。
8. 所定の回答期日を過ぎても返信のないものについては、会社に返信の(16)を依頼するとともに、必要と認めた場合には、再度(11)を(14)する。
9. 回答として受け取った(11)が(17)として妥当なものかどうかを確かめるため、署名者の(18)、発信郵便局の(19)等を注意深く検討する。
10. (9)に、(20)、回答金額および差異額を記入する。
11. (21)の回答については、会社に(22)を依頼し、その結果を出荷伝票、確認(3)以後の回収に関する伝票等の(23)書類によって検証する。
12. 記載漏れ、誤り等があった場合は、当該項目について(24)を実施する。
13. 売掛金、受取手形等で返信のないものについては、(25)として、計上記録を契約書、注文書、出荷伝票、物品受領書、領収証控等と(7)する。また、必要と認めた場合には、(3)以後の入金または決済について得意先元帳、現金・預金出納帳等関連記録および(23)書類と(7)する。
14. 確認(3)が(26)と異なる場合には、対象項目の(3)と(26)の残高を比較し、(27)がある場合には、その理由を確かめる。また、必要と認めた場合には対象項目の(3)から(26)までの取引を、①(28)によって(29)を検証する、②一定の選定基準によりサンプルを(2)して取引記録の監査を実施する、または③両者を組み合わせた手続を実施する。
15. (28)によって、相互に関連がある勘定上の(30)、例えば、売掛金とたな卸資産との関連性を検討する。
16. 確認手続の結果、(31)および後日フォローアップすべき事項を(32)する。

問 受取手形における実在性の監査手続として、実査が有効である。具体的な手続は、監査委員会研究報告第11号「監査マニュアル作成ガイド」財務諸表項目の監査手続編（中間報告）（平成12年9月4日 日本公認会計士協会）による、監査手続の例示を5つ挙げ、簡潔に記載しなさい。

問 販売プロセスに係る内部統制の理解及び統制リスクの評価に関して、関連文書の閲覧及び再実施の際に留意すべき主なポイントを、解答用紙の例を参考にして、売上高、売掛金それぞれに3つ挙げ、簡潔に記載しなさい。

問 販売プロセスの特徴について、「取引量」「内部統制」「不正」「実証手続」という単語を使って答えなさい。

問 販売プロセスの監査を実施するうえで留意する必要があると考えられる事項を2つ答えなさい。

問 監査手続実施上の留意事項として残高等の確認に関する対応が以下のとおり記載されている。空欄に当てはまる最も適切な語句を語群から選択して記入しなさい。

売上債権の確認先選定に際して、会社は何らかの理由を挙げ確認状発送の見合せを主張する場合、そこに不正による重要な（ 1 ）が潜んでいる可能性がある。このため、（ 2 ）に（ 3 ）があるかどうか慎重に検討する必要がある。

その結果、不正の兆候を示している場合には当該兆候の内容を十分に調査し、不正の可能性を確かめる等の適切な対応を行うこととなる。（ 2 ）に（ 3 ）がある場合には、予定した確認項目について、代替手続を検討することが大切である。また、確認先の選定に当たっては、一定金額以上の残高を有する大口得意先だけでなく、すべての対象項目について（ 4 ）が与えられるように（ 5 ）に抽出する必要があるかどうかを検討することが大切である。また、確認先の選定に当たって用いる債権リストから一部の債権が除外されることがないように、リストの（ 6 ）及び（ 7 ）に十分留意する。

監査人は、確認に対する回答の（ 8 ）について検討する必要がある。確認状の回答が、「一致」として回収されても、他の監査手続の結果入手した監査証拠との（ 9 ）を考慮したときに、差異が発生していないことが異常なこともある。

確認状について回答が入手できなかったため、（ 10 ）との照合による代替手続を行う場合があるが、（ 10 ）は一般的に証拠力が弱いと考えられるため、監査リスクが高まる可能性があることに留意する。

このため、重要な（ 1 ）が高い取引については、より証拠力の強い（ 11 ）を入手し、工事案件等の場合には、（ 12 ）等の実施を検討することが考えられる。

確認によって入手する監査証拠は外部証拠であるが、その証明力は回答者の（ 13 ）や確認項目に関する知識に依存することが多い。このため、確認状の送付先は、適切な確認回答者に送付する必要があるが、例えば、取引先の財務部門など取引担当者以外の部署とすることが考えられる。

回答書は、確認状の偽造や共謀等のリスクもあり、回答書における「（ 14 ）」の有無や回答者の部署・肩書きに留意する。また、監査人への返送ではなく、会社に（ 15 ）届いた場合又は営業担当者から（ 15 ）回収した場合などは、慎重に対応する必要がある。

【語群】

実在性	網羅性	正確性	整合性	信頼性	誠実性
社内証憑	誤謬	正当な理由	経営者による制約		再発送
外部証憑	証憑突合	帳簿突合	棚卸立会	実査	無作為
サイン	日付	社判	肩書き	平等	力量
正当な注意	虚偽表示のリスク		現場視察	直接	間接
抽出機会	経験				

問 販売プロセスの特徴、統制リスクの評価に関する以下の問に答えなさい。

- (1) 売上取引の基本的な流れについて、次に掲げる行為を正しい順序に並べ、その番号を解答用紙に従い記入しなさい。
 1. 入金処理
 2. 得意先指定場所への納品
 3. 受注
 4. 販売契約締結
 5. 出荷の指図
 6. 請求書作成、発送
- (2) 取引フローを把握する上では、どのような内部統制が存在するのか、またアサーションとの関連はどうか、といった点に留意することが必要だが、特に不正等の対応のために留意すべきことは何か答えなさい。
- (3) タイムリーかつ適切な債権の入金消込が、会社にとって非常に大切な業務であることはなぜか答えなさい。

問 売上計上に監査上の個別留意点のうち、監査手続として、膨大な販売行為を検証する際に留意すべき事項に関する以下の各文について、正しいと判断した場合は「○」、誤りであると判断した場合は「×」を記入しなさい。

- (1) まず、売上の期間比較（月次推移、対前年比較等）をし、監査人の想像するトレンドを超えている場合には、特殊な事情があるか、不正売上・押し込み販売等の可能性もあるため、理由の聴取を慎重に行う必要がある。
- (2) 不適切な売上計上の多くは、期首直後に行われることが多いため、予算と実績の比較を行い、予算と実績が乖離する場合には通常以上の留意が必要である。
- (3) 不適切な売上計上の多くは、関係会社との取引を利用して行われることが多いが、関係会社へ出荷し売上計上され、売掛金が回収されていれば、関係会社の実態把握に努める必要までではない。
- (4) 不適切な売上については、通常、滞留債権となるため、会社担当者は滞留債権と認識される前に、当該売上の取消を行うことが考えられる。この場合、翌月以降の返品、取消処理として現れるため、決算翌月以降の返品等の取引のチェックが重要となる。
- (5) 架空売上については、帳簿から対応する在庫を売上原価に計上しない場合には、原価率が異常に低い値を示し、原価率の分析検討で発見されることが多い。
- (6) 架空売上については、主要得意先で行うと異常値が目立つため、諸口口座を利用して行われることがある。
- (7) 架空売上は、同じ利益率の売上や同じ品種の売上が連続（頻出）するといった傾向が見られることは滅多にない。
- (8) 委託販売における販売代理店のように、一連の営業過程における販売に関して通常負担すべきリスクを負っていない場合には、総額表示は適切ではなく、純額表示が適切であるとも考えられる。

問 売掛債権の残高確認手続によって、①強い証明力が得られると考えられるアサーション、②一般的に証明力が得られないと考えられるアサーションをそれぞれ1つ答えなさい。

問 売掛債権の確認対象先の抽出に際しては、「リスクの高い得意先」を優先的に選定することに留意する必要がある。「リスクの高い得意先」にはどのようなものが考えられるか、下記の例を除き3つ答えなさい。

（例．債権残高の金額的重要性が高い得意先）

問 2014年5月28日、IASBはFASBと行った共同プロジェクトの成果として、収益に関する新基準IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。IFRS第15号は、顧客との契約から生じる収益について、金額の算定及び収益計上の時期の決定において5つのステップによる収益認識モデルを定めている。当該5つのステップを答えなさい。

問 貸倒引当金の設定や工事進行基準など、売上に関連する会計処理の中には会計上の見積もりを伴うものが多く存在する。監査基準委員会報告書540「会計上の見積もりの監査」において、評価した重要な虚偽表示リスクへの対応に当たり、会計上の見積もりの性質を考慮に入れた上で実施する必要があるとされている手続きについて述べなさい。

問 売上計上に関する以下の問について、認められる場合は○を、認められない場合は×を解答用紙に記載し、それぞれ理由を答えるとともに、認められない場合には2018年3月期に計上すべき売上高の金額を答えなさい。

- (1) A社は電子機器の製造販売を事業としている(3月決算)。A社は、製品Xに関して、外部から部品を仕入れ、外注先B社に有償支給して部品の加工をしてもらい、加工品を全量買い取り、他の部品と組み合わせて製品にした上で外部に販売している。A社は当該取引に関して2018年3月期で売上高310百万円を計上しており、会計処理は以下となっている。
当該取引に関して、A社の310百万円での売上計上は認められるか。

(単位：百万円)

	(借方)		(貸方)	
	科目	金額	科目	金額
外部から部品仕入時	仕入	100	買掛金	100
B社へ有償支給時	売掛金	110	売上	110
B社から加工品買取時	仕入	120	買掛金	120
外部へ製品販売時	売掛金	200	売上	200

- (2) C社はソフトウェア開発を事業としている(3月決算)。C社はD社から総額1,000百万円のERPシステムの構築を受注した。C社は当該取引に関していくつかのフェーズに分けて契約を締結している。最初の設計フェーズの納期は2018年4月末であるが、2018年3月末で作業が終了したため、D社との間で成果物の提供の完了の確認はしていないが、設計フェーズにかかる契約額200百万円の売上高を計上した。当該取引に関して、C社の2018年3月末の設計フェーズ終了時での200百万円の売上計上は認められるか。

- (3) E社は自動車部品の製造販売を事業としている。E社の決算期は3月で売上計上基準として出荷基準を採用している。E社の得意先である自動車メーカーのF社はマイナーなモデルチェンジをした新車を2018年4月から量産する計画である。

E社は、2018年3月末にF社に新モデル用の部品(部品もマイナーチェンジ)を1,000個出荷し、単価が未確定だったため、老朽化した本社・工場の修繕に伴うコスト等を考慮し、従来品の2倍の単価である1個当たり100,000円で100百万円を売上計上した。2018年4月になり、F社との交渉で新モデルの部品単価は従来品と同じ50,000円とすることが確定した。

当該取引に関して、E社の2018年3月末での100百万円の売上計上は認められるか。

問 以下の記述について、正しいものには○を、誤っているものには×を記載しなさい。

- ①在庫売上の計上条件として、売上会社の都合によること、対価の取得があること、預かり期間が短いこと、利益率が正常であるという要件を具備する必要がある。
- ②物品の引渡し又は役務の提供が完了しており、類似取引などから価格を合理的に見積もることができる場合であっても、販売価格が未確定で売上金額が確定しない場合、一般的に売上は計上すべきでない。
- ③自社倉庫等からではなく商品等の仕入先(メーカー)から直接得意先へ納品させる直送販売では、自社からの出荷ではないため、仕入先より出荷報告書、受領書等の客観的な出荷資料を遅滞なく入手し、これに基づいて売上を計上することとなる。そのため、事前に仕入先等と手続の確認を十分に行う必要がある。
- ④企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第18号「工事契約に関する会計基準の適用指針」において、長期請負工事に関する収益の計上については、工事進行基準または工事完成基準のいずれかを選択適用することができることと定められている。
- ⑤外貨による売上高の円換算額は、原則として当該売上処理日の為替相場または直近一定期間の平均為替相場によるが、先物為替を予約している場合には当該予約の相場による。

問 貸倒引当金について評価した重要な虚偽表示リスクへの対応に関する以下の記述について、空欄①～⑦にあてはまる適切な語句を語群から選び、選んだカタカナを答えなさい。

評価した重要な虚偽表示リスクへの対応に当たって、会計上の見積りの性質を考慮に入れた上で、例えば次の手続きを実施する必要がある。

- (1) (①) までに発生した事象が、会計上の見積りに関する (②) を提供するかどうか判断する。
- (2) (③) が会計上の見積りを行った方法とその基礎データを検討する。
- ・ 使用された (④) が状況に応じて適切であったかどうか。
 - ・ (③) が使用した仮定は、適用される財務報告の枠組みにおける測定目的に照らして合理的であるかどうか。
 - ・ (③) が使用する仮定に関する監査人の評価は、監査人が監査の時点で利用可能な情報のみに基づいて行われる。また、(③) の仮定に対する監査手続は、企業の (⑤) との関連で実施されるものであり、仮定自体に関して (⑥) するためのものではない。
- (3) 適切な (⑦) とともに、(③) が会計上の見積りを行った方法に関連する内部統制の運用評価手続を実施する。
- (4) (③) の見積額を評価するため、監査人の見積額又は許容範囲を設定する。

【語群】

ア：管理者	イ：信頼関係	ウ：経営者	エ：測定方法	オ：会計処理
カ：判断	キ：実証手続	ク：決算日	ケ：虚偽表示リスク	コ：監査報告書日
サ：監査証拠	シ：意見表明	ス：前提条件	セ：システム	ソ：財務諸表監査

<購買・棚卸資産・原価計算>

問 法人税法上の棚卸資産（短期売買商品は除く）評価基準 2つを記載しなさい。

問 企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」第 6-2 項「棚卸資産の評価方法」で「次の評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出単価と期末仕掛品の価額を算定するものとする」と規定されている方法 4 つを記載しなさい

問 法人税法上の棚卸資産（短期売買商品は除く）評価方法 6 つを記載しなさい。

問 評価方法を選択しなかった場合の、法人税法上の棚卸資産評価方法を記載しなさい。

問 法人税法上、会社設立後に棚卸資産評価方法を変更するための手続きについて、適切な記号を選択して空欄に記載しなさい。

棚卸資産につき選択した評価方法を変更するときは、

() までの、「棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たり帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書」を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（法人税法施行令第 30 条第 2 項）。

- A) 変更しようとする事業年度開始の日の前日
- B) 変更しようとする事業年度開始の日
- C) 変更しようとする事業年度終了の日
- D) 変更しようとする事業年度の法人税申告書提出期日

問 外注加工のために原材料を有償支給する際、原材料支給側企業の会計上の留意点を、無償支給との違いを意識しつつ、2 点記載しなさい。

問 以下の記述について、記載内容が正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入し誤りと判断した理由を答えなさい。

- (1) 購買プロセスの内部統制に係る運用評価手続において、誰がどのような方法で運用していたかも確認しながら手続を実施した。
- (2) 購買プロセスとは、会社の購買業務を管理するプロセスであるが、発注→財貨・役務の受入→対価の支払及び債務管理といった取引活動の流れは、通常どの企業にも共通するため、購買プロセスに対するリスク評価手続を行う際に、企業とその環境を理解する必要性は乏しい。

問 会社は、その親会社である P 社から商品を仕入れ、売上先に商品を販売する売買取引をしているが、当該売買取引は、商品が、P 社から売上先の倉庫に直接納入される直納（直送）取引である。以下の問に答えなさい。

- (1) 直納（直送）取引における不正には、どのようなものが考えられるか、述べなさい。
- (2) 監査人は、上記取引における売上に関する監査手続として、会社が P 社から入手する納品伝票との突合を実施したのみであった。直納（直送）取引の特徴に触れながら、取引の実在性に関して、監査手続で改善すべき点を述べなさい。

問 以下の前提条件に従って、第2四半期末及び第3四半期末に必要な原価差異の繰延処理に関する仕訳を記載しなさい。

- ①会社は大規模装置を所有し、標準原価計算制度を採用する3月決算の製造会社である。当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日）は、第2四半期（平成29年7月1日から平成29年9月30日）中に製造装置の稼働を停止した修繕を予定している。そのため、修繕に伴う操業度の変動に起因して原価差異（操業度差異）の発生が見込まれる。
- ②原価計算期間（標準原価が適用される会計期間）は、年度と一致している。
- ③原価標準設定の際に使用された予定操業度は以下のとおりである。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
予定操業（個）	30,000	10,000	30,000	30,000	100,000

- ④原価差異（操業度差異）は、第4四半期末までにはほぼ解消が見込まれる。
- ⑤実際操業度による標準原価、原価の実際発生額及び原価差異は次の通りであった。原価差異は全て操業度差異であり、正数は有利差異（貸方差異）、負数は不利差異（借方差異）を意味する（単位は全て百万円）。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
標準原価	3,000	1,010	2,970	3,010	9,990
実際発生額	2,650	2,053	2,641	2,653	9,997
原価差異（3か月）	350	△1,043	329	357	△7
原価差異（累計期間）	350	△693	△364	△7	-

- ⑥各四半期末において、実際操業度は概ね予定操業度と同じであり、その後も予定通りの操業度となることが見込まれていた。
- ⑦税効果は考慮しない。
- ⑧以下から最も適切な勘定科目を使用し、仕訳の金額単位は百万円とする。また、その他の流動資産とその他の流動負債は相殺後の純額で表示し、両建表示しない。

棚卸資産	その他の流動資産	その他の流動負債	売上原価（原価差異）	売上
------	----------	----------	------------	----

1. 第1四半期末に必要な繰延処理に関する仕訳（参考）

(借) 売上原価（原価差異）	350	(貸) その他の流動負債	350
----------------	-----	--------------	-----

2. 第2四半期末に必要な繰延処理に関する仕訳

(借)	(貸)
-----	-----

3. 第3四半期末に必要な繰延処理に関する仕訳

(借)	(貸)
-----	-----

問 以下の貿易取引の条件について、解答用紙の様式に従い説明しなさい。

(1) FOB

- ・リスク負担の売手から買手への移転時点
- ・費用負担

(2) CIF

- ・リスク負担の売手から買手への移転時点
- ・費用負担

問 卸売業を営むP社の取扱商品のうち、以下の通常販売目的商品について決算整理が未処理である。「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）に従い、各商品の棚卸資産評価損の損益計算書計上区分（売上原価、販売費及び一般管理費、営業外費用、特別損失）及び計上金額（税効果は考慮しない）を記載しなさい。尚、該当ない場合は各欄に「該当なし」と記載すること。

商品名	期末在庫数量 (千個)	期末帳簿単価 (円/個)	再調達原価 (円/個)	売価 (円/個)	販売直接経費 (円/個)	備考
A商品	5,000	120	112	118	3	(注1)
B商品	3,000	115	-	109	-	(注2)
C商品	20,000	107	-	17	-	(注3)
D商品	30,000	2,800	-	(注4)	-	(注4)
E商品	4,000	500	-	450	-	(注5)
F商品	10,000	1,000	-	(注6)	-	(注6)

(注1) A商品は、販売時に直接経費の発生が見込まれている。また、A商品については再調達原価も判明しているが、正味売却価額は再調達原価に歩調を合わせて動くとは想定されない。

(注2) B商品は、保管状況が悪かったため品質が劣化している。良品であれば109円で販売可能だが、品質劣化のため78円でなければ販売できないと見込まれる。

(注3) C商品は、臨時的に発生した災害損失発生のため期末帳簿単価と比較して売価が著しく下落しており、今回の簿価切下額は多額と判断された。

(注4) D商品は、消費者の嗜好の相違から、東日本と西日本のエリアに分けて販売活動を展開しているが、各販売市場で売価が異なっている。そのため、P社では、各販売市場の合理的な期間における販売実績に基づく平均売価を正味売却価額としている。各販売市場向けの期末実地棚卸数量と期末平均売価の情報は以下の通りである。

販売市場	期末在庫数量 (千個)	平均売価 (円/個)
東日本エリア	10,000	2,650
西日本エリア	20,000	2,850

(注5) E商品の一般的な市場における期末売価は450円であるが、期末日までの個別受注により全期末在庫数量の売価が520円で確定している。P社では、期末日までの受注により売価が確定している場合は、例外的に当該売却確定売価を正味売却価額としている。

(注6) F商品は、急激な市況変化により販売可能性が著しく低下した。P社では、仕入後6か月以上経過した処分見込品は、帳簿価額に一定の評価損率を乗じて商品評価損を算出している。当期末におけるF商品の滞留状況は以下の通りである。

仕入後の経過月数	評価損率	期末数量 (千個)
6か月未満	0%	7,000
6か月以上9か月未満	25%	2,000
9か月以上1年未満	50%	1,000
1年以上	100%	0

問 虚偽表示リスクが高いと判断された外部保管棚卸資産の実在性に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手するため、確認以外にどのような手続を実施する必要があるとあなたは考えるか、簡潔に記載しなさい。尚、外部保管棚卸資産とは、例えば無償支給時に外注先で保管している当社原材料のように、社外で保管している当社棚卸資産を差すものとする。

問 最終仕入原価法とはどのような評価方法か説明しなさい。また、この方法は無条件に適用を認められるものではないとされているが、最終仕入原価法の適用が容認される場合として棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号）の「結論の背景」に挙げられているものを2つ記載しなさい。

問 地中探査装置の製造販売を行っている JFAEL 社（決算月 12 月）に係る取引に関して、以下の間に答えなさい。

【前提条件】

1. JFAEL 社は、客先の個別のニーズに対応した地中探査装置（GE0100 シリーズ及び GE0200 シリーズ）を個別受注して、基本的な仕様や作業内容について、客先の指図に基づいて製造販売している。また、現在、AI を組み込んだ次世代の地中探査装置を試作・開発中である。
2. 個別受注した地中探査装置は、完成後、客先で客先の指図に基づき試験運転等の追加作業を行い、地中データ測定機能等について、客先による要求水準の確認後、検収を受けて、引き渡している。
3. 当第 1 四半期（平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）の決算に伴う各製造指図書に関する最新の実績データ（ただし、製造原価は平成 30 年 3 月 31 日時点の実績データ）は次のとおりである。
 なお、AI を組み込んだ次世代の地中探査装置の試作・開発に関連した費用は、製造指図書番号 GE0AI500 で管理している。

製造指図書番号	No. GE0101	No. GE0105	No. GE0208	No. GE0209	No. GE0AI500
製造着手日	H29. 11. 17	H30. 1. 3	H29. 12. 4	H30. 3. 9	H30. 1. 22
完成（予定）日	H30. 2. 28	H30. 3. 23	H30. 2. 7	H30. 4. 25	-
引渡（予定）日	H30. 3. 14	H30. 4. 10	H30. 2. 14	H30. 5. 10	-
製造原価（千円）	415,000	224,000	337,000	221,000	363,000

- (1) JFAEL 社が製造販売する地中探査装置について、上記の【前提条件】の取引実態を踏まえると、あなたがもっとも適切と考える売上計上基準とその理由を答えなさい。
- (2) (1) の検討結果を踏まえて、当第 1 四半期会計期間末（平成 30 年 3 月 31 日）の仕掛品の金額を答えなさい。なお、金額がゼロとなる場合は、「-」と記載すること。

問 自動車部品の製造販売を行っている JICPA 社（12 月決算）では、棚卸原票を利用する方法で棚卸を実施している。監査補助者 A さんが、JICPA 社の主力工場である岡山工場で棚卸立会を実施することに関して、以下の間に答えなさい。

- (1) JICPA 社の棚卸立会に関する監査手続書には、棚卸原票の回収状況と管理状況（タグ・コントロール）を検証するべき旨が記載されていた。棚卸原票の回収状況と管理状況（タグ・コントロール）を検証する手順について、簡潔に答えた上で、このような手続を実施する必要性について、答えなさい。
- (2) 棚卸立会時に、A さんはほこりまみれになった在庫を見つけたため、「滞留品だ！」と思い、岡山工場の在庫管理責任者に質問したところ、「金額的な重要性も低く、まだ使えるものなので評価の問題はない。」という回答を得たため、特にメモ等を残すことなく棚卸立会を終了した。あなたであればどのように対応しましたか。理由と共に答えなさい。

問 3 月決算の会社において、有償支給取引について下記の会計処理を行っている。この会計処理が問題となる主な理由を財務諸表利用者の視点で 2 つ記述しなさい。（数値を用いて説明しなくても良い。取引数量は各々同量とする。）

材料購入時(20X1 年3月 25 日)				
(仕入)	1,000	/	(買掛金)	1,000
材料支給時(20X1 年3月 29 日)				
(売掛金)	1,500	/	(売上)	1,500
加工品の入庫時(20X1 年4月 3 日)				
(仕入)	1,800	/	(買掛金)	1,800

問 実証手続について以下の問いに答えなさい。

- (1) 当期に計上すべき未計上債務がないことを確かめるための実証手続を具体的に3つ挙げなさい。
- (2) 棚卸立会において監査人が実施したテストカウントにおいて、カウントエラーが検出された。これに対する対応について、①カウント担当者の単純なカウントミスが原因であった場合、②棚卸要領の誤記載により、本来は精緻にカウントすべき資産について簡便的なカウント(1/2換算、重量換算等)が行われていた場合、に分けて具体的な手続を理由とともに述べなさい。
- (3) 実地棚卸において棚卸原票の配付・回収の管理(タグ・コントロール)を行う理由を説明しなさい。

問 実地棚卸立会に係る一般的な監査手続を以下に例示している。文章中の空欄①～⑫に当てはまる適切な文言を下記のア～ヤの中から選択し記号で答えなさい。

1. 会社から実地棚卸規程、棚卸計画書、棚卸指示書等を事前に入手し、その内容を把握する。
2. 立会上の重点項目、(①)の範囲及び方法、注意すべき事項等実施に際して留意すべき事項を事前に把握する。
3. 必要と認めた場合には、立会開始前に(②)を入手して、工場、倉庫内を巡回し、実地棚卸の(③)及び現品の(④)を視察する。
4. 入出荷部門で棚卸指示書どおり適切な入出庫の調整が行われたかどうかを質問等により確かめる。
5. 長期滞留品、不良品等に対して、棚卸担当者がどのように注意を払ったかを、質問等により確かめる。
6. (①)を行い、会社の現品調査が正しく実施され、かつ、これが正しく棚卸原票に記入されていることを確かめる。
7. (①)手続において、必要と認めた場合には、一部の物品について開袋や開箱等を行い、表示と内容物の一致を確かめる。
8. 計量器等の正確性について質問し、状況に応じて、監査担当者自らがその正確性を確かめる。
9. 同一品目で保管場所が数箇所に分散している場合には、適切な棚卸原票の添付方法が採られていたことを確かめる。
10. 棚卸実施中に移動のあった現品については、当該受払伝票を査閲し、適切な処置が取られているかを確かめる。
11. 異常品、預け品、(⑤)、未出荷品、(⑥)、担保提供品の有無について説明を求め、また、内容、リスト等を入手し、現品調査等を行う。
12. 誤謬が発見された場合は、棚卸指示書にしたがって処理する。
13. 必要と認めた場合には、現品調査終了後に、会社の棚卸責任者等とともに工場、倉庫を巡回し、(⑦)現品に棚卸原票が添付されていることを確かめる。
14. 棚卸原票の回収状況と(⑧)を検証するため、棚卸原票使用報告書の内容を(⑨)棚卸原票、(⑩)棚卸原票、(⑪)棚卸原票等と照合する。
15. 入出庫の(⑫)の妥当性を検証するため、入出荷部門で棚卸基準日の前後____日間の入出荷の記録を査閲し、後日、売上高の計上又は仕入高(又は製造費用)の計上、あるいは債権又は債務の計上と照合できる資料を入手又は作成する。
16. 実地棚卸立会手続の結果、検出事項及び後日フォローアップすべき事項を要約する。

ア 管理状況	イ 一部の	ウ 前期の	エ 当期の	オ 分析的手続
カ 未検収品	キ 大部分の	ク 仕掛品	ケ 半製品	コ 見積もり
サ 預り品	シ 連絡先	ス 添付	セ 計上基準	ソ 全点検査
タ 帳簿突合	チ 使用済	ツ 残高確認	テ すべての	ト 簿外の
ナ 棚卸現品票	ニ 書損じ	ヌ 抜き取り検査	ネ 保管状況	ノ 準備状況
ハ 処理状況	ヒ ベリファイ入力	フ 目視	ヘ 未使用	ホ 評価方法
マ 質問	ミ 全件検査	ム 内部統制監査計画書	メ 正常品	
モ 締切処理手続(カットオフ)	ヤ 保管場所の見取図			

<固定資産>

- 問** (1) 建設仮勘定を利用した不正もしくは誤謬の例を3つ記載しなさい。
 (2) 建設仮勘定の監査手続として有効とあなたが考える監査手続を2つ記載しなさい。
 なお、(1)で回答した不正もしくは誤謬の例に関係ないものでも構いません。

- 問** 固定資産の内部統制として全般、発注、受入、維持管理、減価償却、除却・売却において妥当と思われるものを全般、発注、受入、維持管理、除却・売却については各々2つずつ、減価償却については1つ記載しなさい。

- 問** (1) 減損会計において、資産のグルーピングを大きく取ろうとする誘因がある。なぜか答えよ。
 (2) 以下のケースにおいて、A工場グループ、B工場グループ、C工場グループ、本社ビル(A, B, Cの共用資産)の減損適用後の帳簿価額を答えなさい。

資産グループ	A工場	B工場	C工場	本社ビル
帳簿価額	4,000	4,000	8,000	2,000
割引前将来キャッシュ・フロー	4,100	3,000	3,900	—
回収可能価額	3,900	2,400	3,000	—

本社ビルを含めた上記3工場全体の割引前将来キャッシュ・フローは11,000、回収可能価額は10,400である。本社ビルを加えることによって算定される減損損失の増加額の配分方法は原則的な方法によってください。

- 問** 所有権移転外ファイナンスリース取引に係る借手の会計処理について以下①～⑥に入る適切な語句を答えなさい。

リース取引開始日におけるリース資産とリース債務の計上額は、(①) と (②) 等とのいずれか低い額による(貸手の(②)等が明らかな場合)。

利息相当額の総額は原則として、(③)によりリース期間中の各期に配分するが、(④)に重要性が乏しいと認められる場合は簡便な方法も認められる。

リース資産の減価償却費については原則として、(⑤)を耐用年数とし、残存価額を(⑥)として算定する。

- 問** 固定資産について、一般的な特徴を答えなさい。

- ・1件あたりの取引金額が、(①)になりやすい。
- ・取得から、投下資本の回収までに(②)を要する。

- 問** (1) 固定資産の設備投資は、更新、拡張、政策等の目的で実施されるが、設備投資に関する監査上の留意点として下記①～④に当てはまる適切な語句を【語群】から選んで記載しなさい。

- ・購入または売却の(①)、(②)、(③)を必ず確かめること。
- ・(④)を経ているか検討すること。

【語群】

金額 ・ 相手 ・ 意図 ・ 正規の手続

- (2) (1)のようなことを確かめたり、検討したりするために実施する監査手続について、簡潔に答えなさい。

問 固定資産にかかる内部統制プロセスは、取得（発注・受入）→維持管理→減価償却→除却・売却のように区分できるが、会社が構築・運用している内部統制を理解するための一般的な監査手続を4つ記載しなさい。

問 「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会実務指針第81号）から一部を抜粋し、以下に記載しているが、内容が正しい場合には○、間違っている場合には×を記載しなさい。

No.	○/×
1. 法人税法に規定する普通償却限度額を正規の減価償却費として処理する場合には、企業の状況に照らし、耐用年数又は残存価額に不合理と認められる事情のない限り、当面、監査上妥当なものとして取り扱うことができる。	
2. 法人税法に定める耐用年数の改正に伴って耐用年数を変更することは、一切認められない。	
3. 自主的耐用年数から法人税法に定める耐用年数に変更することは、特別の事情がない限り、監査上妥当なものとして取り扱うことはできない。	
4. 租税特別措置法に規定する特別償却（一時償却及び割増償却）については、一般に正規の減価償却に該当する。	

問 「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」（監査委員会報告第27号）は、関係会社間の取引に係る土地・設備等の取引について、会計上の利益が実現したかどうかの判定基準（総合的に判断すべきものとして）を示したものであるが、当該規定は関係会社との固定資産取引に限らず、一般的な販売取引等の妥当性を検証する際にも有益である。

以下の上記規定の判断基準の空欄に入る最も適切な語句を《語群》から選び、記号で回答しなさい。なお、一度使用した語句を再度使用することもある。

- ① 譲渡対価に客観的な（ A ）がある
- ② 合理的な（ B ）の一環としての取引
- ③ （ C ）条件付売買又は再売買予約付売買でない
- ④ 資産譲渡取引に関する（ D ）要件を備えている
- ⑤ 譲受会社において、その資産の取得に（ E ）があり、かつ、その資産運用につき、（ F ）があると認められる
- ⑥ 引渡しがなされていること、または、（ G ）の登記がなされている
- ⑦ 代金回収条件が明確かつ妥当であり、（ H ）な債権である
- ⑧ 売主が譲渡資産を引続き使用しているときには、それに（ I ）がある

《語群》

ア 回収不能	イ 合理性	ウ 客観性	エ 形式的	オ 経営計画	カ 回収可能	キ 信頼性	ク 買戻し
ケ 公共性	コ 将来性	サ 主体性	シ 法律的	ス 担保	セ 所有権移転	ソ 転売	タ 妥当性

問 土地、建物等の不動産のリース取引について、以下におけるリース判定上の取扱いを、理由を付して述べなさい。

- ① 土地に対する判定
- ② 土地と建物を一括したリース取引の判定

問 固定資産の建設仮勘定に関して、①その有する特徴、② ①を踏まえ、監査上どのような点に留意して手続を実施する必要があるのかについて、監査人としてどのように考えるか記載しなさい。

問 固定資産の減損に係る会計基準及び固定資産の減損に係る会計基準の適用指針に関して、以下の問いに答えなさい。

- (1) 減損会計基準適用の4つのステップについて答えなさい。
- (2) 減損の兆候について、以下の空欄に適切な語句を入れなさい。□には1文字あてはめ、例えば、□□□□とあれば、4文字で解答しなさい。

① 営業損失又は（ I □□□□ ）によるキャッシュ・フローについて、 （ II □□□□ ）の継続又はその見込があること
② （ III □□□□ ）または方法の変化（（ IV □□□□□□ ）を著しく低下させるような変化）又はその見込があること
③ （ V □□□□ ）の著しい悪化又はその見込があること
④ （ VI □□□□ ）が著しく下落したこと

- (3) 資料に示した各グループにつき、「減損の兆候」があると仮定した場合、「減損損失の認識」が必要か否か判定しなさい。また、減損損失の認識が必要と認められた資産グループについては、減損金額を示しなさい。なお、計算上百万円未満の端数が生じる場合には、減損金額算定の際に四捨五入して百万円単位で答えなさい。

【資料】

1. 資産グループ(単位：百万円。以下同様)

	資産グループ A	資産グループ B	資産グループ C
当該資産グループの資産の帳簿価額			
建 物	2,200	500	900
備 品	800	-	-
主要な資産の残存耐用年数	7年	5年	5年
市場価格（正味売却価額）	2,000	-	800

2. 各資産グループの属する各事業年度から得られるキャッシュ・フロー

年度	1	2	3	4	5	6	7	耐用年数終了後の 正味売却価値
資産グループ A	300	300	300	300	280	280	280	800
資産グループ B	220	200	200	180	180	-	-	180
資産グループ C	200	200	200	100	100	-	-	-

3. 当社の税引前の資本コスト(借入資本コストと自己資本コストを加重平均している)は5%であり、各資産グループにおいて、また測定期間にわたって一定である。

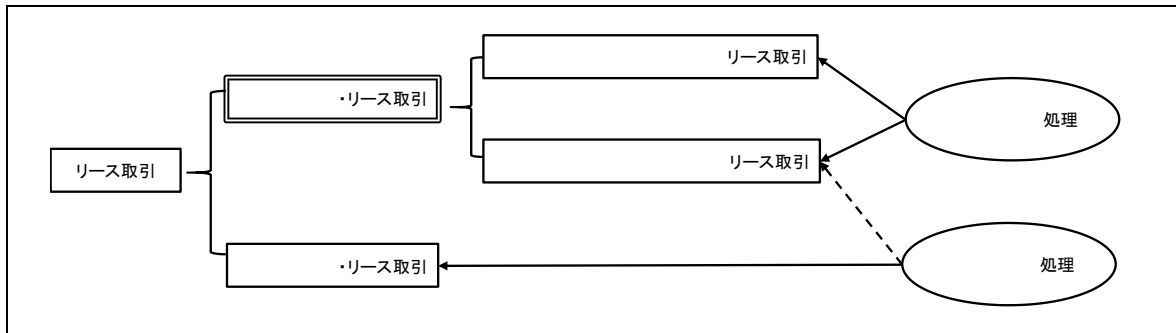
問 建設仮勘定は、粉飾の手口として利用されやすい勘定科目である。

そこで、建設仮勘定を利用した不正の手口を1つ挙げなさい。そして、その不正を看過しないために監査人が実施すべき監査手続きを述べなさい。

問 固定資産の減損会計について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に例示されている減損の兆候を4つ答えなさい。
- (2) 固定資産の減損会計は不正が生じやすい領域と考えられる。以下の文言のうちどれか一つを用いて、減損会計に係る不正の手口を挙げ、その不正に対応する監査手続きを述べなさい。
 - ✓ グルーピング
 - ✓ 本社費
 - ✓ 将来キャッシュフロー

- 問 (1) リース取引に関する会計基準及びリース取引に関する会計基準の適用指針において、リース取引の分類と分類に応じた会計処理が規定されているが、解答用紙に分類（4 か所）と会計処理（2 か所）を書き入れなさい。
- (2) 破線の関係は個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合の簡便法であるが、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合について答えなさい。
- (3) 2重線で囲まれたリース取引と判定する際、ある2つの条件をいずれも満たすものとするが、その判定基準2つを簡潔に答えなさい。



- (4) 企業が固定資産を利用するためには、購入のみならず、リースを利用することも可能であるが、リース利用のメリットとデメリットについて、2つずつ答えなさい。解答に当たっては、解答1つにつき下記【語群】から1つの語句を選びその語句を含めて記述することとし、選んだ語句には下線をひいて記載しなさい。
(下記6つの語句からメリットに関係するものを2つ、デメリットに関係するものを2つ選択し、その語句を含めて記述することとし、選んだ語句には下線をひいて解答すること。)

【語群】

担保 ・ 陳腐化 ・ 資金 ・ 優遇税制 ・ 割高 ・ 事務

- 問 固定資産の取得原価に関して、以下の項目のうち、連続意見書三および法人税基本通達7-3-3の2において、A. 取得原価を構成しなければならないもの、B. 取得原価を構成しないことができることとされているもの、C. 特段規定されていないものに区分けし、解答用紙に①から⑤の記号で記載しなさい。（いずれも金額的な重要性があり、取得原価への算入を除外する正当な理由はないものとする）

- ① 試運転費
- ② 不動産取得税
- ③ 買入手数料
- ④ 運送費
- ⑤ 据付費

- 問 資産除去債務の会計処理に関する、以下文章の空欄①～⑧に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- (1) 資産除去債務は、有形固定資産の（ ① ）、（ ② ）、開発または（ ③ ）によって、発生した時に負債として計上する。負債として計上する際には（ ④ ）が生じる期間における貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率にて割引計算を行い割引後の金額で当初計上し、その後の時間の経過に応じて（ ⑤ ）として増額処理する。
- (2) 資産除去債務を負債として計上した時に、同額を、関連する有形固定資産の（ ⑥ ）に加える。有形固定資産の（ ⑥ ）に加えた費用は、（ ⑦ ）を通じて残存耐用年数の各期に費用配分する。また、この時の費用配分額及び上記の時の経過による資産除去債務の（ ⑤ ）調整額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の（ ⑦ ）費と同じ区分に含めて計上する。
- (3) 資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を（ ⑧ ）ことができない場合には、これを計上せず、当該債務額を（ ⑧ ）ことができるようになった時点で負債として計上する。

問 「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年企業会計審議会）によると、研究開発費等に係る会計基準では、研究開発費に関する内外企業間の比較可能性を担保するため、諸外国における定義を参考とするとともに、我が国の企業が実務慣行上研究開発として認識している範囲等を考慮しつつ検討を行い、研究及び開発を次のように定義することとされ、研究とは、「新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究」をいい、開発とは、「新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品等」という。）についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化すること」をいうとされている。

日本基準、国際財務報告基準及び米国会計基準との間で、研究及び開発の定義については、概して大きな相違はないものと思われるが、自社で行う研究開発費（企業結合により取得した仕掛研究開発費及び一部のソフトウェア開発費を除く）の会計処理について、その概略を比較した場合、空欄①～④に当てはまる適切な文章を、以下の語群ア～エから選択し、選んだカタカナを答えなさい。

	研究費	開発費
日本基準	①	②
国際財務報告基準	③	④
米国会計基準	発生時に費用として処理する	発生時に費用として処理する

【語群】

ア：発生時に費用として処理する
 イ：資産計上し合理的な方法により減価償却する
 ウ：一定の条件(注)のいずれかに該当する場合には資産に計上する
 エ：一定の条件(注)をすべて満たす場合には資産に計上する

(注) 一定の条件

- ・ それを使用又は販売するための製品又は製法を完成させることが技術的に可能であること
- ・ 製品又は製法を使用又は販売するため、当該製品又は製法を完成させる意思があること
- ・ 製品又は製法を使用又は販売する能力があること
- ・ 将来において経済的便益をもたらすこと。すなわち、製品又は製法の将来における市場が存在し、あるいはそれが販売されるのではなく内部で使用される場合には、企業にとっての有用性が十分にあること
- ・ プロジェクトを完成させ、製品又は製法を使用又は販売するための資源を十分に入手可能であること
- ・ 開発に係る費用を製品又は製法に個別に負担させることができ、かつ信頼性をもって測定することができること

問 ソフトウェアの減価償却及び減損に関する以下の問に答えなさい。

監査対象の会社は、社内で使用している基幹システムに対して自社利用のソフトウェアを取得した。当該ソフトウェアは、将来の収益獲得又は費用削減が確実であるため、その取得に要した費用を無形固定資産に計上し、見込利用可能期間5年で、定額法により減価償却している。

会社は、2年度末の取締役会において、5年度期首以降の新基幹システムの導入と現行の基幹システム及びソフトウェアの5年度期首以降の使用を中止(廃棄)する旨の決定を行った。3年度以降の残存利用可能期間が2年(結果として当初からの利用可能期間は4年)となった。なお、過去に定めた耐用年数はその時点での合理的な見積に基づくものとする。

- (1) 会社は、自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費等に係る会計基準」が適用されるため、「固定資産の減損に係る会計基準」の対象資産から除かれることから、3年度以降も2年度までと同額の減価償却額を計上するとしている。「固定資産の減損に係る会計基準」の対象資産から除かれるという会社の主張、及び3年度以降の減価償却額について、監査人としてどのように考えるか記載しなさい。
- (2) 自社利用のソフトウェアの取得価額が200,000千円である場合、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」に準拠して、①2年度の減価償却額及び②3年度の減価償却額を計算し解答欄に記入しなさい(千円単位未満を切り捨て)。

<金融商品>

問 金融資産及び金融負債の評価における「時価」について以下の問に答えなさい。

- (1) 「時価」とはどのようなものであるか。下記の文章のカッコ①から④にあてはまる適切な語句を記入しなさい。
 - ・「時価」とは、(①) な評価額であり、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な (②) 第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の (③) である。
 - ・金融資産に付すべき時価には、市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の (④) に基づく価額と、当該金融資産に (④) がない場合の合理的に算定された価額とがある。
- (2) 「合理的に算定された価額」とは、どのような方法で算定された価額であるか。金融商品会計の実務指針に記載されている方法にならい簡単に2点記載しなさい。

問 下記のうち、金融商品会計基準の対象となるものについては○を、対象にならないものについては×を解答欄に記入しなさい。

内容	○×	内容	○×	内容	○×
受取手形		債務保証契約		ゴルフ会員権	
商品ファンド		建設協力金		退職給付債務	

問 時価を把握することが極めて困難と認められる株式の評価について以下の問に答えなさい。

- (1) 時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、どのような場合に減損処理を実施しなければならないか。
- (2) 回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には期末において相当の減額をしないことも認められる。回復可能性があるか認められる場合とはどのような場合であろうか。「合理的な事業計画」という文言を含めて簡潔に説明しなさい。
- (3) (2)で述べた「合理的な事業計画」について、「事業計画が合理的である」と監査人が判断するために、監査人はどのような監査手続を実施するか。その監査手続について述べなさい。

問 下記文章が正しければ○、誤りであれば×を解答に記入するとともに、誤りである理由や正しい説明を簡潔に記載しなさい。

- ①金融商品取引サイクルの内部統制に依拠した監査戦略をとる場合、期末時点のみの内部統制の有効性を評価することになる。
- ②国内 CD は金融商品取引法で定義する有価証券に該当しないが、その性質から金融商品会計では有価証券として取り扱う。
- ③その他有価証券の評価にあたり、時価評価に使用する時価は原則として期末時の時価であるが、継続適用を条件として当期1年間の市場価格の平均値を使用することができる。
- ④金融商品取引サイクルに関する内部統制に依拠せずに監査業務を行う場合には、監査対象会社の当該サイクルの内部統制の理解を実施しなくてもよい。
- ⑤市場価格のある株式の受取配当金（その他利益剰余金の処分による）の会計処理で原則法は、各銘柄の配当決議日の属する事業年度に収益計上を行うものである。
- ⑥ゴルフ会員権は株式方式および預託保証金方式とも原則的には時価で評価を行う。

問 満期保有目的の債券とは、満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券をいう。満期保有目的の債券について以下の問に答えなさい。

- (1) 下記の文章のカッコ①から⑥内に適切な語句を、またカッコ A、B については、保有目的の変更があった場合の会計上の取り扱いについて、前後の文意にあうよう適切な文言を記載しなさい。同じ語句が複数回利用されることもある。
 - ・「満期まで所有する意図をもって保有する」とは、企業が（ ① ）期限まで所有するという積極的な（ ② ）とその（ ③ ）に基づいて保有することをいう。
 - ・満期保有目的の債券に分類するためには、あらかじめ（ ④ ）日が定められており、かつ、（ ⑤ ）金額による（ ④ ）が予定されていることを要する。また、満期保有目的に分類するかどうかの決定は（ ⑥ ）時点において判断すべきものである。
 - ・満期保有目的の債券に分類された債券について、その一部を他の保有区分に変更したり、途中売却した場合、満期保有目的に分類された残りの全ての債券について（ A ）なければならない。さらに（ B ）分類することはできない。
- (2) 下記の金融商品は、原則的に満期保有目的に分類されるであろうか。理由と共に簡潔に述べよ。
 - ・転換社債型新株予約権付社債

問 有価証券の売買契約の認識について、約定日基準と修正受渡基準が考えられる。

- (1) それぞれどのような会計処理であるか簡潔に記載しなさい。
- (2) 約定日基準を採用しているが、関係会社株式の売却にあたり、約定日と受渡日との期間が通常取引より長くかつ期末日をまたいでいる場合、監査を実施するにあたりどのような点に留意するか。その留意点について記載しなさい。

問 有価証券に関する監査手続のうち、有価証券残高に対する実証手続として考えられる手続例について「評価の妥当性」に関するものを2点記載しなさい。

また、有価証券の実証手続を行うにあたりあなたはどのようなことに留意するか。アサーション「評価の妥当性」に関する監査手続にこだわらず、有価証券の実証手続を実施する上での留意点について簡潔に2点記載しなさい。

問 証券会社取引に関する確認を実施する場合、確認状の作成、回収、検討を行うにあたり監査上の留意点としてどのようなことが考えられるか。簡潔に3点記載しなさい。

問 時価のある有価証券の減損処理について、金融商品会計に関する実務指針第 91 項では、「売買目的有価証券以外の有価証券（子会社株式及び関連会社株式を含む。）のうち時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理しなければならない」と定められている。

ここで、「回復する見込みがあると認められる場合」とはどのような場合か、金融商品会計に関する実務指針に基づいて記載しなさい。

問 時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理について、金融商品会計に関する実務指針第 92 項では、「時価を把握することが極めて困難と認められる株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするとされているが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）しなければならない」と定められている。

ここで、株式の実質価額が「著しく低下したとき」とはどのような場合か、金融商品会計に関する実務指針に基づいて記載しなさい。

問 甲株式会社（12月決算、以下甲社と記載）の有価証券明細を一部抜粋し、表1に記載している。

【指示事項】

- 各設問において特段の指示が無い限り税効果会計を適用する。実効税率は30%とする。
なお、繰延税金資産の回収可能性について問題はないものとする。
- 各取引に係る手数料はないものとする。
- 仕訳を解答する設問の場合には、使用する勘定科目は以下のものを利用すること。また仕訳が不要と思われる解答については、「仕訳なし」と記載すること。

【使用する勘定科目】

有価証券	関係会社株式	投資有価証券	現金預金
投資有価証券評価損益	有価証券運用損益	投資有価証券売却損益	
その他有価証券評価差額金	繰延税金資産	繰延税金負債	法人税等調整額

【表1】 甲社の有価証券明細の一部

銘柄	X1年		X2年		
	取得価額	X1年末時価	売却時時価	振替時時価	X2年末時価
A社株式	500千円	500千円	—	400千円	300千円
B社株式	500千円	800千円	1,000千円	—	—
C社株式	1,000千円	300千円	—	—	500千円
D社株式	200千ドル	—	—	—	—
E社株式	300千ドル	—	—	—	—

- (1) A社株式については、X1年に売買目的有価証券として取得したが、X2年期中にこれを「その他有価証券」（勘定科目は「投資有価証券」）として保有目的区分の変更を行っている。この変更は正当な理由に基づくものである。また、評価差額については全部純資産直入法を採用している。
- X2年における保有目的変更時に必要な会計処理を示せ。
 - X2年末に必要な会計処理を示せ。
 - 有価証券の保有目的区分の変更が認められる「正当な理由」とはどのような場合か。簡潔に3点示せ。
- (2) B社株式についてはその他有価証券（勘定科目は「投資有価証券」）として保有している。評価差額については全部純資産直入法を採用しており、翌期首に洗替処理を行っている。
- B社株式について、X1年末に必要な会計処理を示せ。
 - X2年にB社株式を売却している。B社株式について、X2年売却時に必要な会計処理を示せ。
- (3) C社株式はX1年期中に取得し、その他有価証券（勘定科目は「投資有価証券」）として保有していたが、X1年末において減損処理を行うことにした。当該評価損について税務上損金処理は認められないものである。
- C社株式に関して、X1年末における会計処理を示せ。
 - C社株式に関して、X2年末における会計処理を示せ。
- (4) D社株式は時価を把握することが極めて困難と認められる株式である。D社の発行済み株式総数は設立時から10千株であり、甲社はそのうち1千株を取得時より保有しており、その他有価証券に分類している。X1年末の1株あたり実質価額は130ドル、X2年末の1株あたり実質価額は91ドル、甲社がD社株式を取得した時点の為替レートが1ドル100円、X1年末が1ドル75円、X2年末が1ドル110円である。
- X1年末、X2年末のそれぞれにおいて、D社株式の実質価額が著しく低下しているかどうか、解答欄の適切な語句をマルで囲みなさい。
 - X1年末、X2年末の甲社の財務諸表に計上されるD社株式の金額を答えなさい。
- (5) E社は100%子会社であり、時価を把握することが極めて困難と認められる株式である。甲社がE社株式を取得した時点の為替レートが1ドル160円、X1年末が1ドル75円、X2年末が1ドル110円である。なおE社の業績は好調であり各期とも減損処理の必要性はない。
- X1年末、およびX2年末の甲社の財務諸表に計上されるE社株式の金額を答えなさい。

問 金融商品及び外貨建取引の監査、会計処理に関する以下の文章について、記載内容が正しいければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入し誤りと判断した理由を答えなさい。

(1) 金融商品取引に係る内部統制の評価について

- ア：内部統制に依拠して監査するかどうかは、金融商品取引の重要性や虚偽表示リスクを踏まえて会社が判断する。
- イ：内部統制に依拠して監査する場合、必ず内部統制の整備状況と運用状況の両方を評価する必要がある。
- ウ：株式の取得や売却に係る社内規程を整備することは統制活動である。
- エ：経理担当者が株式の取得時に、慎重に仕訳を計上することは統制活動である。
- オ：上場株式の期末評価に際して、経理担当者が誤って過年度の株価を使用し、管理者も発見できなかったが、監査人の指摘を受けて正しい株価に修正した場合、内部統制は有効である。

(2) 有価証券に対する実証手続について

- カ：資産の種類が異なるため、株券の実査は現金や受取手形とは異なる日に実施することが望ましい。
- キ：監査手続のノウハウを知られないために、株券の実査は会社ではなく、監査事務所に持参して実施することが望ましい。
- ク：会社が株券不発行会社の株式を保有している場合、株式取得時の証憑（株券不発行通知書）を実査すれば期末時点の実在性を立証できる。
- ケ：確認状の発送誤りを防止するため、投函作業は会社の経理担当者に任せることが望ましい。
- コ：会社の補助元帳にない銘柄が確認状に記載されていたが、補助元帳に記載された有価証券の実在性は確認できるため追加手続は不要である。

(3) 有価証券に関する会計処理について

- サ：上場株式の認識基準として、約定日基準と修正受渡日基準のどちらを採用しても、財務諸表には影響を与えない。
- シ：上場株式の時価評価差額について、全部純資産直入法と部分純資産直入法のどちらを採用しても、包括利益には影響を与えない。
- ス：上場株式の減損処理について、四半期切放法と四半期洗替法のどちらを採用しても、年度の評価損計上額には影響を与えない。
- セ：非上場株式の評価に関連して、事業計画に基づく回復可能性を検討する際には、営業損益だけでなく、営業外損益や税金費用なども考慮に入れる必要がある。
- ソ：非上場株式の評価に関連して、1株当たり純資産から算定した実質価額が取得価額の50%を下回っている場合、保有する土地の含み益を考慮すれば取得価額の50%を上回るとしても、実質価額の著しい低下に該当する。

(4) 外貨建取引に関する会計処理について

- タ：外貨建ての売掛金、未払費用、のれんは原則として期末日レートで換算する。
- チ：外貨建て非上場株式の実質価額の著しい低下の有無は、原則として期末日レートで換算後の円貨で判断する。
- ツ：在外支店の換算によっても為替換算調整勘定が発生する。
- テ：為替予約に対する振当処理の採否は選択適用が可能であり、為替相場の動向を踏まえて自由に選択できる。
- ト：為替予約に対して振当処理を採用している場合、貸借対照表に繰延ヘッジ損益は計上されない。

問 「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」に従い、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式について、投資損失引当金の計上が認められる場合を2つ記載しなさい。

問 株式会社甲（決算日3月31日。以下、甲社）の有価証券明細（単位：千円）を踏まえ、以下の設問に答えなさい。なお、仕訳を解答する場合、勘定科目は財務諸表等規則に規定されているものを使用し、仕訳が不要な場合には「仕訳なし」と記載しなさい。また、税効果会計を適用し、その際の法定実効税率は30%を使用すること。

銘柄	区分	取得原価	X1年度末時価	X2年度末時価	
A社債券	その他有価証券	29,000	30,200	30,100	*1
B社株式	その他有価証券	15,000	17,000	18,000	*2
C社株式	その他有価証券	35,000	15,000	20,000	*3
D社株式	関連会社株式	30,000	—	45,000	*4
E社株式	その他有価証券	40,000	40,500	42,000	*5

- *1 甲社はA社債券をX0年度末に取得した。A社債券は、X5年度末に30,000千円で償還される予定である。甲社は市場の動向次第では当該社債を売却する意思がある。また、償却原価法として定額法を採用している。
- *2 甲社はB社株式をX0年度末に取得した。B社は甲社の議決権の30%を保有しており、B社の連結財務諸表上、甲社に持分法を適用している。
- *3 甲社はC社株式をX0年度末に取得した。甲社はC社株式の時価が著しく下落したため、X1年度末に20,000千円の株式評価損を計上した。その際、当該評価損を税務上は加算処理した上で、6,000千円の繰延税金資産を計上した。
- *4 甲社はD社株式を過年度に取得し、D社の議決権の25%を取得している。D社はX2年度に株式市場に新規上場した。
- *5 甲社は×1年度の第2四半期にE社株式4,000株を取得した。E社（決算日及び配当基準日は3月31日（年1回））は毎年5月中旬に利益剰余金を原資とする配当金の金額を決定するとともに、翌年度の配当金の予想額を公表しており、配当の効力発生日は毎年6月下旬である。E社の×1年度に係る1株あたり配当金は事前予想300円、実績350円、×2年度に係る1株あたり配当金は事前予想350円、実績380円である。

- (1) A社債券について、甲社がX1年度に計上すべき仕訳を答えなさい。
- (2) B社株式について、甲社がX1年度に計上すべき仕訳を答えなさい。
- (3) C社株式について、甲社がX2年度に計上すべき仕訳を答えなさい。
- (4) D社株式について、甲社がX2年度に計上すべき仕訳を答えなさい。
- (5) E社株式に係る受取配当金について、甲社が金融商品会計基準（実務指針を含む）における原則的処理方法を採用している場合、×2年度の損益計算書に計上されるE社株式配当金の金額を答えなさい。

問 市場価格のない株式からの受取配当金の会計処理（いつ収益を認識するか）を、金融商品会計に関する実務指針に基づいて、原則処理と例外処理に分けて記述しなさい。

問 以下の文章は、満期保有目的の債券について記載したものである。以下の文章の空欄に適切な語句を埋めよ。

- 債券を満期保有目的の債券に分類するためには、あらかじめ〔A〕が定められており、かつ、〔B〕による償還が予定されていることを要する。
- 「満期まで所有する意図をもって保有する」とは、企業が償還期限まで所有するという積極的な〔C〕とその〔D〕に基づいて保有することをいう。

問 満期保有目的の債券について、正当な理由なく一部を売却または振替した場合、残りの満期保有目的債券について必要となる事項を記載しなさい。

問 株式会社Kについて、下記前提条件に基づき、為替予約の会計処理に関して金融商品会計基準における原則的処理を採用した場合、外貨建取引等会計処理基準における振当処理を採用した場合のそれぞれについて、×1年3月期の損益計算書に計上されるデリバティブ損益、為替差損益の計上額を答えなさい。

なお、単位は「円」で記載すること。また、費用として計上される場合は計上額の前に「△」をつけ、計上額がない場合は「なし」と記載すること。

＜前提条件＞

3月決算である株式会社Kは、×1年2月1日に10,000ドルの商品を掛で購入した(支払決済日は×1年4月30日)。

その後、株式会社Kは、今後の円安に備え、×1年3月1日に契約元本10,000ドルの「ドル買い為替予約」を締結した(決済日×1年4月30日)。

なお、為替相場の動きは、下記のとおり。

直物相場

×1年2月1日：75円/ドル、×1年3月1日：76円/ドル

×1年3月31日：77円/ドル、×1年4月30日：79円/ドル

予約為替相場

×1年3月1日：77円/ドル、×1年3月31日：78円/ドル

問 永田英俊は公認会計士であり、N監査法人の若手マネージャーでもある。今日は朝一から、担当会社(株グランピア)の監査現場に出向いていた。「監査調書」と期末の「事前打ち合わせ資料」をレビューするためである。

株グランピアは、カリスマ社長の堀内亜門を中心としたIT関連企業(年商800億円、資本金6億)であり、3年前に上場した。自らがそうしたベンチャー企業でありながら、最近、他のベンチャー企業への投資も行っていた。株サウス(資本金1億円、債務超過4億円、年商1億円)という会社に対してであった。これは、堀内が独断で、企業同友会でであった旧友南田孝(株サウス社長)への援助を決めてしまったからである。

株サウスもまた、一昨年設立されたばかりのIT関連企業であり、ソフトウェアを開発している。「ソフトウェアの会計基準」により、開発コストはすべて費用処理される。その結果、債務超過となり、金融機関の貸し渋りにあい、資金繰りに窮していたのであった。

同じ監査チームのメンバーである山本が永田に問いかけた。

「永田さん、この会社、株サウスの第三者割当増資(3億円、すべて議決権株式)を引き受けたんですけど、株サウスの計算書類を見たら、それでも債務超過になるんですよ。投資してすぐ減損するっていうのも変な話でしょ。だから、評価の見直しに関しては、据え置きにしようと思うのですが、どうでしょうか？」

「でも、監査上、何も検討しないわけには行かないでしょ。先方の事業計画とかはどうなっているの？」

「来期下期にはソフトウェアが完成して発売されるので、来期はトントン、2年後には黒字を見込んでいます。」

「それって、株サウスの経理担当者がエクセルでさっと作って、持ってきただけじゃないの？」

「そうなんです、・・・」

永田は、山本に対して指示した。

「それだけじゃちょっと、監査上厳しいね。減損処理しないことは、気持ちとしてわかる。しかし、それを裏付けるための根拠が必要だよ。」

＜設問1＞

永田は、山本が入手した事業計画書の検討では、なぜ監査手続として不十分と考えたのでしょうか。

＜設問2＞

あなたが期末監査終了後に経営者層向け長文報告書“マネジメント・レター”に会社組織管理上有益な提言を記述するとしたら、何を記述しますか？

<人件費>

問 人件費プロセスにおける業務区分には給与の計算・支払、退職金の計算・支払、出向者負担金の決定・収受などが挙げられている。下記の表は、各業務区分における統制行為を記載した表の一部である。設問に答えなさい。

(1) ①～⑤の統制行為に関連するアサーションについて、下記解答群の中から選び答えなさい。

業務区分	統制行為
給与等の決定	例 従業員の個人別人事記録は、適切な権限者により承認され、担当者以外の者によって定期的に検閲されている。 ① 給与等のマスターファイルは、上記の人事記録に基づいて作成され、担当者以外の者によって検証されている。 ② 勤務報告書（出勤簿、タイム・カード、作業時間表、出来高報告書等）は適切に管理されている。
給与等及び控除項目の計算	③ 給与等控除項目は法令又は正規の契約に基づき、適切な資料に基づいて計算されている。 ④ 給与等控除項目は正しい支払先に、支払期日までに支払われている。 ⑤ 計算表は作成者以外の者によって検算され、適切な権限者の承認を得ている。

【解答群】

ア. 期間帰属	イ. 発生・実在性	ウ. 分類の妥当性	エ. 網羅性
オ. 権利と義務	カ. 正確性	キ. 評価と期間配分	

(2) 給与等控除項目に関する文章の空欄に適する文言を答えなさい。

給与等の支払いをする者は、その支払の際、その給与等について（ ① ）を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、これを国に納付しなければならないと（ ① ）法で定められている。従業員個人にとっては、（ ① ）の前払いであって、その年の最後に給料等が支払われる際に（ ② ）として精算されることになる。

賃金・給料支給時に控除される（ ① ）額は、（ ③ ）に計上し、翌月に国に納付することになる。

健康保険料・介護保険料と厚生年金保険料には、事業主負担分と従業員本人が負担する分があり、本人負担分は給料等の支払時に控除することになる。前者は（ ④ ）、後者は（ ③ ）として計上し、合算額を年金事務所または健康保険組合等に納付することになる。

問 監査人が通常実施する、内部統制を理解するための手続につき簡潔に記述しなさい。

問 賞与引当金に関して、①監査手続を記述し、②その留意事項につき簡潔に記述しなさい。

問 ストック・オプションを導入するにあたり、会社(付与者)、役員・従業員(付与対象者)それぞれのメリット、デメリットについて簡潔に記述しなさい。

問 人件費に関する不正について、不正支出による不正と不適切な会計処理に分けることができる。それぞれの不正にはどのようなものがあるか、具体的に記述しなさい。（人件費を操作することで他の勘定科目を粉飾する例も含む）

問 以下の記述について、記載内容が正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入し誤りと判断した理由を答えなさい。

- (1) 当事業年度の職務に係る役員賞与を期末後に開催される株主総会の決議事項とする場合には、当該支給は株主総会の決議が前提となるので、当該決議事項とする額又はその見込額（当事業年度の職務に係る額に限るものとする。）を原則として役員賞与引当金に計上するが、当該金額に役員報酬を加算した額が、予め株主総会の決議により定めた取締役報酬限度額又は監査役報酬限度額を超えない場合には、確定債務として未払役員賞与として計上することになる。
- (2) 会社は、賞与の支給をした場合には、賞与支給報告書を年金事務所又は健康保険組合に提出し、それにより計算された健康保険料及び厚生年金保険料に係る納付告知書に基づき保険料を納付する。したがって、決算において賞与引当金を計上した段階では、納付告知書が会社に届いていないことから、その段階で、賞与に係る健康保険料及び厚生年金保険料について費用処理することはできない。
- (3) 従業員賞与に関する会計処理及び監査上の取扱いについては、日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報No.15「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目については、財務諸表の作成時において従業員への賞与支給額が確定しており、賞与支給額が支給対象期間に応じて算定されている場合には、「未払費用」として計上し、従業員への賞与支給額が確定しているが、成功報酬的賞与のように臨時的な要因に基づいて算定されたものである場合には「未払金」として計上、財務諸表の作成時において従業員への賞与支給額が確定していない場合には、支給見込額のうち当期に帰属する額を「賞与引当金」として計上することとしている。ここに、未払費用として計上する場合の従業員の賞与が確定しているとは、個人別に確定していることをいい、賞与が総額で確定しているのみの場合には、「賞与引当金」として計上することになる。
- (4) 健康保険料、厚生年金保険料のうち被保険者（従業員）負担額については、給与等支給月にその月の分の保険料を控除し、事業主（会社）負担額と合わせて翌月末日に納付することになる。したがって、3月決算会社の決算においては、3月分保険料の事業主負担額が未払費用として計上され、同じく被保険者負担額が預り金として計上される。
- (5) 法人からその法人の役員又は従業員等（以下「役員等」という。）にその役員等の役務提供の対価として交付される一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式（以下「特定譲渡制限付株式」という。）について、その役員等における所得税の課税時期について、譲渡制限期間中はその譲渡制限付株式の処分ができないこと等に鑑み、その特定譲渡制限付株式の交付日ではなく、譲渡制限解除日となることが平成28年度改正で明確化されている。

問 次の文章は、人件費サイクルの内部統制の理解に対する監査上の留意点に関するものである。空欄（A）～（E）について、{ }内の2択から選択して埋めると共に問に答えなさい。

給与は費用項目であるが、実務的には（A）{実在性 or 網羅性}より、その（B）{実在性 or 網羅性}や正確性がより重要となる。F不正及び（C）{過大支払い or 過少支払い}の場合のリスクと給与が支払われない（振り込まれない）或いは（D）{過大支払い or 過小支払い}の場合のリスクを考えれば、検証すべき方向は自ずと（B）が重要となるためである。

また、出向元が出向者に対し、給与等を払い、出向先から負担金を受け取る場合、給与のマイナス処理する場合と営業外収益（雑収入）で計上するケースがあるので注意すべきである。原則的には（E）{前者 or 後者}が正しい処理である。

問：下線部Fについて、人件費の代表的な不正を1つ挙げなさい。

問 役員退職慰労引当金を計上する場合の監査上の留意事項を2つ簡潔に述べなさい。

問 退職金は従業員が退職した場合に支払う給与及び賃金で、退職金・退職年金規定等に基づいて計算された金額を支払うものである。退職金の性格として、3つのものが考えられ、その3つの複合的性格ととらえられているが、その3つを列挙しなさい。

問 次の文章は、人件費に係る引当金における統制リスクに関する文章である。空欄 (A) ～ (H) について適切な語句を答えなさい。

引当金は (A) な判断をとまなうことが多いため、経営者が引当金の見積りに関する有効な内部統制を確立することは (B) な場合があり、統制リスクも (C) なる。しかしながら、引当金の統制に関する内部統制が次のような手続を含む場合には、通常統制リスクの程度は (D) なる。

- (1) 引当金の見積りに必要となる正確な情報を信頼し得る状況下において収集する。
- (2) 経験豊富な役職者又は (E) が引当金の見積りに関与する。
- (3) 上位の役職者が、引当金の見積りに影響を与える要因の把握及び仮定の設定に対して (F) と承認を行う。
- (4) 過年度の引当金の見積りと (G) を比較する。
- (5) 上位の役職者が引当金の見積りの方法とその結果が経営計画と矛盾していないかを検討する。なお、引当金の見積りについては (H) が内部統制を逸脱して決算操作等の不正を行うリスクが高いことに留意する。

問 給与を支給する場合に、一定の基準を満たすと企業(事業主)は法令で定められた掛金を負担しなければなりません。そのようなものを法定福利費と呼びますが、それに該当するものを4つ列挙しなさい。

問 退職給付債務を算定するにあたり基礎率は重要となります。基礎率が次のように変わった場合、退職給付債務及び退職給付費用に対する影響がどのようになるか、() 内の増加・減少のうち正しい方を選択して回答しなさい。

- ①長期期待運用収益率が {上昇 or 低下} した場合、退職給付費用は増加する。
- ②昇給率が {上昇 or 低下} した場合、退職給付債務は減少する。
- ③予定一時金選択率を {高めた・低めた} 場合、退職給付債務は増加する。
- ④退職率が {上昇 or 低下} した場合、退職給付債務は減少する。
- ⑤割引率が {上昇 or 低下} した場合、退職給付債務は増加する。
- ⑥死亡率が {上昇 or 低下} した場合、退職給付債務は減少する。

問 法令によって企業が掛金等を負担しなければならない保険料を法定福利費といいます。一般的に法定福利費に含まれる項目の名称を列挙してください。講義の際に配布されたテキスト「監査 306 人件費【その1】【その2】」にしたがって記述してください。

問 社会保険料、雇用保険料に関し、講義の際に配布されたテキスト「監査 306 人件費【その1】【その2】」に沿って、以下の文章の空欄に適切な語句等を入れてください。

- 社会保険料は、毎年 (①) 現在の全被保険者を対象に、(②) 月の給与実績に基づいた新しい (③) により決定される。
- 雇用保険料は、先ず毎年 (④) 月に概算保険料を納付し、(⑤) までにおける1年間の給与実績額に基づいた確定保険料との過不足額の精算を (⑥) 月に行う。

問 近年、会社の役員（ここでは取締役、監査役とする）の報酬の透明化等の社会的要請もあり、役員退職慰労金制度を廃止する企業が多くなっています。監査・保証実務委員会実務指針第42号の記載に従って、役員退職慰労金制度を廃止した場合の会計処理をその理由とともに記載してください。

問 執行役員に対する退職慰労金制度には様々な形態がありますが、監査・保証実務委員会実務指針第42号の記載に従って、制度設計ごとの執行役員に対する退職慰労引当金の会計処理について記載してください。

問 いわゆる人件費サイクルに関連して、不正実行者（部門、役職名等を記載すること）、想定される不正の手口、それを防止するために適切に運用されるべき内部統制（業務プロセス）をそれぞれ2つ列挙してください。内部統制の検証手続が立案可能な程度に具体的に記載してください。

問 企業が採用する退職給付制度は、企業の規模、方針、雇用関係、株主との関係等により決められます。企業が採用している主な退職給付制度を4つ列挙してください。

問 以下の文章は、平成30年1月12日に企業会計基準委員会から公表された実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」から抜粋したものである。空欄①～⑤に当てはまる語句を答えなさい。

近年、企業がその従業員等に対して新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引が見られる。当該取引は、ストック・オプション会計基準の公表時には想定されていなかったことから、当該取引が、ストック・オプション会計基準の適用範囲に含まれるのか、複合金融商品適用指針の適用範囲に含まれるのかが、明確ではなかったが、本実務対応報告により、現行のストック・オプション会計基準の枠組みで対応することが適切であるとされている。

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引は、従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという点で、（ ① ）としての性格や投資の機会の提供としての性格を有すると考えられるが、一方で、企業が従業員等に対して勤務条件及び業務条件が付与されている有償新株予約権を付与する場合、ストック・オプション会計基準に定める（ ② ）としての性格を併せ持つと考えられる。

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権は、その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、引受先が従業員等に限定される点や権利確定条件が付与される点をはじめ、ストック・オプション会計基準を設定した当初に主に想定していたストック・オプション取引と類似していることを踏まえ、従業員等に対して従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理を定めるにあたっては、ストック・オプション会計基準に準拠した会計処理を定めた上で、次の事項を追加している。

- ① 権利確定付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、（ ③ ）の部に新株予約権として計上する。
- ② 権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額を差し引いた金額に基づき、各会計期間における（ ④ ）計上額を算定する。
- ③ 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による（ ⑤ ）に対応する部分を利益として計上する。

問 以下は、株式会社ARCの平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31まで）の労働保険料の対象の従業員3名の給与等及び同期間に納付した労働保険料（労働者災害補償保険料（以下「労災保険料」という。）及び雇用保険料）の概算保険料は以下のとおりである。以下の前提条件により、平成29年度決算における下表の①及び②の勘定科目、及び③から⑤の金額を答えなさい。

【前提条件】

- (1) 平成29年度の概算保険料の納付状況は以下のとおりである。
- | | | |
|-------------|---------|------------------|
| 平成29年 7月10日 | 60,000円 | （うち労災保険料15,000円） |
| 平成29年10月31日 | 60,000円 | （うち労災保険料15,000円） |
| 平成30年 1月31日 | 60,000円 | （うち労災保険料15,000円） |
- (2) 平成29年度の従業員3名に支払った給与等は以下のとおりである。
- | | | |
|------|------------|----------------------|
| 櫻井 智 | 5,000,000円 | （うち賞与支給額 2,000,000円） |
| 大野 潤 | 7,000,000円 | （うち賞与支給額 3,000,000円） |
| 松本 翔 | 8,000,000円 | （うち賞与支給額 4,000,000円） |
- (3) 平成28年度及び平成29年度の雇用保険料率は、便宜的に1000分の9、うち従業員負担分は、1000分の3とする。
- (4) 同期間の労働者災害補償保険料率は、1000分の3とする。

財務諸表	摘要	勘定科目	金額
損益計算書	平成29年度の労働保険料の金額	法定福利費	③ 円
貸借対照表	平成29年度末の労働保険料の事業主（会社）負担額のうち翌期精算額	①	④ 円
	平成29年度末の労働保険料の被保険者（従業員）負担額のうち翌期精算額	②	⑤ 円

問 以下の文章は、人件費に係る引当金に関して、経営者が行った引当金の見積額を確かめるための監査手続について述べたものである。空欄①～⑤に当てはまるに適切な語句を選択肢から選び、選んだカタカナを答えなさい。

- (1) 引当金は、（ ① ）を伴うことが多いため、経営者が引当金の見積りに関する有効な（ ② ）を確立することは困難な場合があり、（ ③ ）も高くなる。
- (2) 引当金は、通常、会計上の見積りを要する勘定科目であり、経営者の（ ① ）を伴うことが多い。そのため、（ ④ ）の変更、見積方法の変更等により、比較的容易に金額を変えることが可能な勘定科目であり、利益操作に利用される頻度も相対的に高いといえる。
- (3) 監査人は、計上された引当金が合理的であるか否かを判断するために、引当金に関する（ ⑤ ）、金額的重要性、監査の効率性等を考慮して、監査手続を選択し、実施する。

(選択肢)

ア. 統制リスク	イ. 虚偽表示リスク	ウ. 監査リスク	エ. 内部統制
オ. 計算方法	カ. 主観的判断	キ. 客観的判断	ク. 仮定
ケ. 入力ミス	コ. 分析的手続		

- 問 (1) 企業が年金数理を専門家に依頼した場合、監査人はその専門家から「退職給付債務等の評価報告書」を入手して計算結果を検証する必要があります。その際に監査人として、基礎率の妥当性を検証する必要がありますが、通常検討が必要な基礎率を5つ列挙してください。なお、(2)に記述のある「割引率」については解答から除いてください。
- (2) 退職給付に関する適用指針では、「割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない。」とあります。具体的な割引率の設定方法については、日本年金数理人会及び日本アクチュアリー会が公表している『退職給付会計に関する数理実務ガイダンス』が参考になります。当ガイダンスで例示されている4つのアプローチの名称を列挙してください。
- 問 監査・保証実務委員会研究報告第26号、年金資産に対する監査手続に関する研究報告によると、年金資産の实在性や評価の妥当性について十分かつ適切な監査証拠を得るためには、高監査リスク資産に対してより深度ある監査手続を実施することが有用と考えられるとあります。高監査リスク資産はどのような商品に含まれるか、上記研究報告【図表8】に沿って列挙してください。
- 問 年金資産に係る実証手続として、どのような手続が考えられるか、監査・保証実務委員会研究報告第26号、年金資産に対する監査手続に関する研究報告に沿って列挙してください。

<税金・税効果会計>

問 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（企業会計基準第27号）に関する以下の文において、正しいものには○、誤っているものには×をつけ、誤っている場合にはその理由を簡潔に書きなさい。

- 1) 「所得等に対する法人税、住民税及び事業税等」には、所得に対する法人税、地方法人税、住民税及び事業税（均等割）のほかに、住民税（均等割）及び事業税（付加価値割及び資本割）を含むものとする。
- 2) 事業税（付加価値割及び資本割）は、原則として、損益計算書の営業外費用として表示する。
- 3) 法人税、住民税及び事業税等の税額が、中間申告により納付された税額を上回る場合等により還付されるとき、当該還付税額のうち受領されていない税額は貸借対照表の流動資産の区分に、未収法人税等などその内容を示す科目をもって表示する。
- 4) 法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）の更正等による追徴税額及び還付税額は、これらの金額の重要性が乏しい場合、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）に含めて表示することができる。

問 消費税の会計処理について（日本公認会計士協会「消費税の会計処理について（中間報告）」に関する以下の文において、正しいものには○、誤っているものには×をつけ、誤っている場合にはその理由を簡潔に書きなさい。

- 1) 会計処理については、税抜方式を採用することが適当である。ただし非課税取引が主要な部分を占める会社等合理性がある場合には税込方式を採用することができる。
- 2) 資産に係る控除対象外消費税がある場合には、その会計処理方法をいかなる場合でも会計方針として記載しなければならない。
- 3) 貸借対照表上、未払消費税等（未収消費税等）として表示する。金額に重要性がない場合であっても、その質的重要性により未払金（未収金）に含め表示することはできない。
- 4) 損益計算書上、税抜方式における控除対象外消費税及び納付すべき消費税は原則として販売費及び一般管理費の「租税公課」勘定で表示する。

問 以下の文の（ ）内に適当な語句を補充しなさい。

- (1) 税効果会計基準では、税効果会計の方法として（ ① ）法によることとされ、会計上の資産又は負債の額と（ ② ）計算上の資産又は負債の額に差異が生じている場合において、法人税等の額を適切に期間配分することが定められている。
- (2) 税効果会計の対象となる税金は、「（ ③ ）に関連する金額を課税標準とする税金」である。
したがって、例えば、収入金額その他（ ③ ）以外のものを課税標準とする事業税（付加価値割及び資本割）及び住民税の（ ④ ）は、税効果会計の計算に含まれる税金ではない。
- (3) 一時差異等加減算前課税所得とは、将来の事業年度における課税所得の（ ⑤ ）から、当該事業年度において（ ⑥ ）することが見込まれる当期末に存在する将来加算（減算）一時差異の額（及び該当する場合には、当該事業年度において控除することが見込まれる当期末に存在する税務上の（ ⑦ ）の額）を除いた額をいう。
- (4) 過年度に減損処理したその他有価証券に関して、期末における（ ⑧ ）が減損処理の直前の取得原価に回復するまでは、減損処理後の（ ⑧ ）の上昇に伴い発生する評価差額は将来（ ⑨ ）一時差異ではなく、減損処理により生じた将来減算一時差異の（ ⑩ ）となる。

問 税効果会計に係る会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第28号）の第85項で例示される「将来加算一時差異」について、下記の（ ）内に最も適当な語句を以下の《選択肢》（ア）～（ソ）より1つずつ選び、記号で答えなさい。

- 1) （ ① ）方式による租税特別措置法上の諸準備金
- 2) 税務上の（ ② ）により生じた個別貸借対照表上の資産の額と課税所得計算上の資産の額の差額
- 3) 資産又は負債の（ ③ ）により生じた評価差額
- 4) 連結会社間における資産の売却に伴い生じた（ ④ ）を税務上繰り延べる場合の当該（ ④ ）
- 5) 連結子会社間で寄附金の授受を行い、親会社が当該寄附金を支出した子会社の株式の簿価を税務上（ ⑤ ）修正する場合の当該簿価修正額

《選択肢》

(ア) 増額	(イ) 定額償却	(ウ) 圧縮記帳	(エ) 減価償却	(オ) 売却損
(カ) 特別償却	(キ) 表示組替え	(ク) 評価替え	(ケ) 積立金	(コ) 減額
(サ) 売却損益	(シ) 換算替え	(ス) 定額	(セ) 売却益	(ソ) 直接減額

問 将来減算一時差異の解消スケジュールが以下の場合、企業会計基準適用指針第26号における「分類2」の会社における回収可能と判断される繰延税金資産の金額を算定しなさい。なお法定実効税率は30%とする。

	当期 残高	将来解消スケジュール						
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目 以降	不能
退職給付引当金	2,000	200	200	200	200	200	1,000	0
役員退職慰労引当金	1,000	200	200					600
賞与引当金	950	950						0
投資有価証券評価損	550							550
合計	4,500	1,350	400	200	200	200	1,000	1,150

問 将来減算一時差異の解消スケジュールが以下の場合、企業会計基準適用指針第26号における「分類3」の会社（将来の合理的な見積可能期間は5年）における回収可能と判断される繰延税金資産の金額を算定しなさい。なお法定実効税率は30%とする。

	当期 残高	将来解消スケジュール						
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目 以降	不能
減損損失（償却資産）	2,000	200	200	200	200	200	1,000	0
減損損失（非償却資産）	5,000							5,000
合計	7,000	200	200	200	200	200	1,000	5,000

問 甲株式会社(以下「会社」という)の期末監査において、あなたは税効果会計の監査を担当することになった。以下の問に答えなさい。

なお、解答するに当たり「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号)、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)及び本問の<参考資料>を考慮すること。それ以外を推論する必要はない。

- (1) 会社の繰延税金資産の回収可能性に関わる会社分類が(分類2)に該当する場合、解答用紙に記載の項目に関するX1年3月期繰延税金資産の金額を答えなさい。
- (2) 過去の業績が不安定ではあるものの、少なくとも来期以降5年の一時差異等加減算前課税所得を見積もることができると会社は合理的な根拠で示すことができるとして、繰延税金資産の回収可能性を(分類3)とした場合、X1年3月期繰延税金資産の金額を答えなさい。
- (3) 当期に発生した製品の品質事故の影響により、当期末において重要な税務上の欠損金(700百万円)が発生し、検討の結果、繰延税金資産の回収可能性に関わる会社分類を(分類4)とした場合、X1年3月期繰延税金資産の金額を答えなさい。

なお、28項、29項の適用はされず、分類2又は3に該当するものとして取り扱われていない。

<参考資料>

業 種：化学工業品製造業

決 算 期：X1年3月31日

上 場：東証1部

資 本 金：2,000百万円、純資産：5,000百万円

法定実効税率：X0年3月期30%

なお、X1年3月期における税法の改正等はない。

欠 損 金：税務上の欠損金の繰越控除限度額

X1年3月期～X3年3月期 所得の100%，

X4年3月期以降 所得の50%

会 社 区 分：「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計適用指針26号)に従って適用する(上記問題の分類に従う)。

タックスプランニング：スケジューリングを行う上で該当する項目はない。

将来減算一時差異の増減明細： (単位：百万円)

項目	X0年3月期	X1年3月期		
	期末残高	発生	減少	期末残高
賞与引当金	70	80	70	80
退職給付引当金	540	100	110	530
役員退職慰労引当金	50	10	-	60
棚卸資産	-	70	-	70
投資有価証券評価損	-	20	-	20
減損損失(土地)	-	30	-	30
減損損失(建物)	-	50	-	50
未払事業税	40	50	40	50
合計	700	410	220	890

一時差異等加減算前課税所得※： (単位：百万円)

X2年3月期	X3年3月期	X4年3月期	X5年3月期	X6年3月期	X7年3月期	X8年3月期
540	570	555	580	585	590	600

※「一時差異等加減算前課税所得」とは、将来の事業年度における課税所得の見積額から、当該事業年度において解消することが見込まれる当期末に存在する将来加算(減算)一時差異の額(及び該当する場合は、当該事業年度において控除することが見込まれる当期末に存在する税務上の繰越欠損金の額)を除いた額をいう。

勘定科目の個別事項：

①賞与引当金	X1年3月期決算において、X2年度の夏季賞与分として引当(80百万円)計上した(なお、当賞与支給日は、X2年6月10日である)。また、X0年3月期末に計上の賞与引当金70百万円は、X1年度の夏季賞与として全額支給済みである。
②退職給付引当金	X1年3月期における退職給付費用100百万円は有税処理となり、退職者に対する支給額110百万円は、退職給付引当金から取崩した。なお、X2年3月期以降の退職給付引当金は、每期80百万円/年ずつ解消するものとする。
③役員退職慰労引当金	前期まで役員退職慰労引当金は、その解消にあたってスケジューリング不能差異としていたが、取締役1名がX2年に退任することが当期に決裁された。当該取締役に対する引当額は、20百万円である。その他の役員については、退任時期について会社は合理的な説明をできない。
④棚卸資産	X1年3月期決算において、会社の定めた基準に従い、長期滞留在庫に対して評価損を有税で計上した。そのうち、評価損30百万円相当分は、X2年3月期中に廃棄処分することが取締役会で承認されている(X1年3月31日付)が、残りの在庫については、売却あるいは処分を行う方針が決定されていない状況である。
⑤投資有価証券	X1年3月期決算において、非上場会社の1銘柄が投資価値の50%超の下落を示しかつ回復の可能性が不明であることから、評価損を有税で計上した。ただし、当銘柄は、X3年3月期中に売却することが譲受先と確約されており、取締役会の承認を得ている(X1年3月31日付)。
⑥土地	X1年3月期において、保有土地の1つが遊休資産となったため、減損損失を計上した。この土地については、将来売却をする見込みは立っていない。
⑦建物	X1年3月期において、工場の建物について減損損失を計上した。なお、X2年3月期以降、減価償却により、每期6百万円/年ずつ解消するものとする。
⑧未払法人税等	X1年3月期決算において未払法人税等は、翌期に納付予定であり、X0年3月末における未払法人税等は全額X1年3月期中に納付済みである。また、中間納付は無いものとする。

問 税効果会計について以下の設問に答えなさい。

- (1) 税効果会計の意義について答えなさい。
- (2) 税金・税効果にかかる「固有リスク」は一般的にどのように考えられますか。3つ答えなさい。
- (3) 税金・税効果にかかる「統制リスク」は高いと言われているが、統制リスクの程度を相対的に低くすることができる場合はどのような場合があるか。5つ答えなさい。

問 繰延税金資産の回収可能性の判断について、企業会計基準適用指針第26号に基づき、「分類2」「分類3」と判断されるための要件と繰延税金資産の回収可能性の判断をそれぞれ示しなさい。

問 A株式会社（以下 会社）の×1年3月期の期末監査において、あなたは税効果の監査を担当することになった。下記の1）～7）の【情報】をもとに税効果関係の注記事項（ア）及び（イ）の解答用紙の空欄を補充しなさい。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」企業会計基準第28号（平成30年2月16日）適用前の開示を前提とする。

また、会社は、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針における、（分類2）に該当する企業であると判断されている。

但し、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」企業会計基準第28号（平成30年2月16日）適用前の開示を前提とする

（ア）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳（単位：千円）

（ア） 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		
繰延税金資産（流動）		
未払事業税	(①)	
(②)	102,000	
繰延税金資産（流動）計		(③)
繰延税金資産（固定）		
減損損失	34,000	
(④)	(⑤)	
繰延税金資産（固定）計		(⑥)
繰延税金負債（固定）		
(⑦)	(⑧)	
繰延税金負債（固定）計		(⑨)

（イ）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主要な項目別の内訳（なお、割合は%で表示し、少数第2位まで記載すること。）

法定実効税率	(①) %
(②) 等永久に損金に算入されない項目	0.68%
(③) (均等割)	(④) %
(⑤) の増加額（減損損失）	(⑥) %
(⑦) の法人税等の負担率	(⑧) %

【情報】

- 1) 会社の当期の税引前当期純利益は、500,000千円であった。
- 2) 会社の当期中の交際費の損金不算入額は10,000千円である。
- 3) 会社が当期末に計上した賞与引当金300,000千円、未払事業税（所得割）20,000千円はすべて翌期に支払われる予定である。また、前期末に計上した賞与引当金220,000千円、未払事業税（所得割）10,000千円はすべて当期に支払われた。なお、会社は、退職金制度はないものとする。
- 4) 会社は収益性が低下した土地について、当期に減損損失を100,000千円計上した。なお当該土地は現時点でまだ処分の予定は無い。
- 5) 会社が当期中に取得したその他有価証券に係る評価差額は、当期末現在40,000千円の含み益である。その他有価証券はこれ以外にはない。
- 6) 会社の当期の法人税163,800千円、住民税77,000千円（うち、均等割7,000千円）、事業税（所得割）4,200千円、法人税等調整額30,600千円（収益側）であった。
- 7) 法定実効税率は、前期末及び当期末以降とも34%で変更が無いものとする。

問 企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を踏まえて、以下(1)～(3)の間に答えなさい。

- (1) 将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性を検討する際には、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断する必要があるが、このときに考慮すべき 3 つの要件を挙げなさい。
- (2) 企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いにおいて(分類 3)に該当する企業が満たす要件について、解答用紙に従い記述しなさい。
- (3) 企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いにおいて(分類 3)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性の判断方法について、解答用紙に従い記述しなさい。

問 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(企業会計基準第 27 号)における「当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等」の会計処理及び開示について、以下の空欄(ア)～(シ)に入る用語を解答用紙に記載しなさい。

当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等については、法令に従い算定した額(税務上の欠損金の繰戻しにより還付を請求する法人税額及び地方法人税額を含む。)を(ア)に計上する。

「所得等に対する法人税、住民税及び事業税等」には、所得に対する法人税、地方法人税、住民税及び事業税((イ))のほかに、住民税((ウ))及び事業税((エ)及び(オ))を含むものとする。

法人税、地方法人税、住民税及び事業税((イ))は、損益計算書の(カ)の次に、法人税、住民税及び事業税などその内容を示す科目をもって表示する。

事業税((エ)及び(オ))は、原則として、損益計算書の(キ)として表示する。ただし、合理的な配分方法に基づきその一部を(ク)として表示することができる。

法人税、住民税及び事業税等のうち納付されていない税額は、貸借対照表の(ケ)の区分に、(コ)などその内容を示す科目をもって表示する。

法人税、住民税及び事業税等の税額が、(サ)により納付された税額を下回る場合等により還付されるとき、当該還付税額のうち受領されていない税額は、貸借対照表の流動資産の区分に、(シ)などその内容を示す科目をもって表示する。

問 未払法人税等における監査手続について、枠内から適当な用語を選び、番号で答えなさい。
なお、1つの用語の使用回数は1回のみである。

- ① 前期の（ア）を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
- ② 法人税等に関する前期の（ア）の査閲又は（イ）・マニュアル等の閲覧により、法人税等に関して会社が採用する（ウ）を把握する。
- ③ 未払法人税等及び関連損益の計上に関する（ウ）や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
- ④ 法令・税制等の改正による影響の有無、（エ）等により法人税等の支払が発生することの可能性の有無について質問する。
- ⑤ （オ）において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、（オ）立案時以降における状況の変化に対応して、（オ）を変更する必要性の有無を検討する。
- ⑥ 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、（カ）の妥当性を確かめる。
- ⑦ 未払法人税等増減明細表を入手し、計算調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
- ⑧ 期末残高について前期同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
- ⑨ 増減明細表上の前期分確定納付額、中間納付額、還付税額、更正・修正納付額等について、申告書、（キ）、税務当局との往復文書、還付通知書等の証憑と突合するとともに、（ク）等により会計処理の妥当性を確かめる。
- ⑩ 法人税等の納付見込額の算出過程を、関連する証憑資料と突合することにより、その計上の根拠及び計上基準の妥当性を検証する。
- ⑪ （ケ）計算における加減算項目について、その内容を検証するとともに、対前期比較を行うことにより、異常項目の有無を確かめる。
- ⑫ 過年度法人税等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
- ⑬ 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

1. 税務署、	2. 納付書、	3. 監査計画、	4. 監査手続、	5. 前期比較、
6. 会計方針、	7. 監査調書、	8. 経理規程、	9. 繰越記帳、	
10. 勘定分析、	11. 繰延税金資産、	12. 異常項目、	13. 課税所得、	
14. 経営者、	15. 税務調査			

<連結財務諸表（範囲・会計処理・税効果）及び組織再編>

問 P社（3月31日決算）は、2016年4月1日にS社（3月31日決算）の議決権の60%を600で取得し、子会社とした。S社の取得日直前における個別貸借対照表は以下のとおりである。

2016年3月31日

流動資産	200	負債	180
土地	400	株主資本	420
合計	600	合計	600

(1) S社の土地の取得時の時価は、700である。その他の資産及び負債については、時価と帳簿価額は等しいものとする。また、実効税率は30%とする。

P社はS社ののれんを10年で償却することとした。

P社の2017年3月期の連結財務諸表におけるのれん及びのれんの償却額の金額を答えなさい。

(2) P社は、2017年10月1日にS社は、保有する土地のすべてを800で売却し、売却益を計上した。2018年3月期の連結財務諸表におけるのれん及びのれんの償却額の金額を答えなさい。

なお、のれんに減損の兆候はなかったものとする。

問 以下の文章の空欄に当てはまる語句を答えなさい。

のれんの償却にあたっては、その効果の発現する期間を見積もり、原則としてその計上後（①）において、子会社（又は業績報告が行われる単位）の実態に基づいた償却期間を決定しなければならない。また、負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の（②）として処理する。

のれんの償却開始時期は、原則として（③）であり、通常、それは子会社の損益計算書が連結される期間と一致する。なお、みなし取得日の適用により、のれんが期首に発生したとみなされる場合には、償却開始日は（④）であり、期末に発生したとみなされる場合には、（⑤）となる。

問 以下の文章を読み、正しければ解答欄に○を、誤りがあれば×を記入し、誤りの箇所と正しい記述を答えなさい。

(1) 子会社株式の取得時においては、親会社の個別財務諸表上の簿価と、投資の連結貸借対照表の簿価は一致しているため、付随費用分を除いては連結財務諸表固有の一時差異はない。

(2) 取得が複数の取引により達成された場合（段階取得）において、連結財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって、被取得企業の取得原価を算定する。当該被取得企業の取得原価と、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額は、取得した期の損益とする。

(3) のれんの償却額は、損益計算書の営業外費用に計上し、減損処理以外の事由でのれんの償却額を特別損失に計上することはできない。

(4) 清算中の株式会社は、継続企業と認められないため、意思決定機関を支配している場合であっても、子会社に該当しない。

(5) 未実現利益の消去の連結手続に係る繰延税金資産については、他の繰延税金資産と同様に回収可能性を判断する。

問 連結の範囲の妥当性に係る監査手続は網羅性の検証が最も重要であるとされている理由を述べなさい。

問 監査・保証実務委員会実務指針第52号において、子会社及び関連会社の範囲に係る網羅性の検討をする際の監査上の留意点として列挙している項目を3つ挙げなさい。

問 以下の前提に基づき、①資本連結手続上、資産及び負債の時価評価額と簿価との差額に係る税効果仕訳と、②X 6 年末に追加で認識すべき税効果仕訳を答えなさい。

- (1) 親会社はX 1 年末にA 社株式の100%を850,000千円で取得した。取得時のA 社（国内会社）の純資産（簿価）は600,000千円であり、300,000千円のみ益（評価差額）を有している。当該含み益は、A 社株式の売却時まで実現しないものと仮定する。
- (2) A 社から配当金を受領しても、親会社において追加税金は発生しない（受取配当金の益金不算入）。
- (3) 取得時剰余金は400,000千円、取得後剰余金は140,000千円とする。なお、のれんの償却は10年で償却。
- (4) 親会社はX 6 年にA 社株式の20%を売却する意思を固め、X 7 年に300,000千円で売却するものと仮定する。
- (5) 親会社に適用される法定実効税率は30%とする。

問 非連結子会社の選定に当たっては、資産や売上等の額の小さいものから機械的に順次選定するのではなく、個々の子会社の特性や算式で計量できない要件も考慮するものとされている。監査・保証実務委員会実務指針第 52 号において、原則として非連結子会社とすることができない子会社として例示されている会社を 3 つ挙げなさい。

問 「連結の範囲」に関して実施する監査手続を 5 つ挙げなさい。

問 実務対応報告 18 号（最終改正：平成 29 年 3 月 29 日）において、在外子会社の財務諸表が国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、及び国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるものとされている。しかし、重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当該在外子会社等の会計処理を修正しなければならない項目がある。当該項目と修正内容をすべて挙げなさい。

<セグメント情報・関連当事者>

問 関連当事者との取引は、「重要なもの」が開示の対象となる。重要性の判断は各グループのそれぞれの関連当事者に対して、比率又は金額を用いて行うことになる。
以下の表の空欄①～⑤に当てはまる語句を答えなさい。

1. 関連当事者が法人グループの場合

項目	開示要件（重要性の判断基準）
売上高 売上原価 販売費及び一般管理費	各項目に属する科目ごとに（売上高）又は（売上原価＋販管費）の（ ① ）%超の取引を開示する。
営業外収益 営業外費用	原則は、各項目に属する科目ごとに、営業外収益又は営業外費用の合計額の（ ① ）%超の損益について、取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。 ただし、当該損益が営業外損益の（ ① ）%超の場合であっても、税金等調整前当期（又は（ ② ）年間平均）純損益の（ ① ）%以下となる場合は開示不要。
特別利益 特別損失	各項目に属する科目ごとに、（ ③ ）万円を超える損益について、取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。 ただし、当該損益が（ ③ ）万円を超える場合であっても、税金等調整前当期（又は（ ② ）年間平均）純損益の（ ① ）%以下となる場合は開示不要。
貸借対照表項目及びその注記事項にかかる取引（保証、担保等）	各項目の金額が、連結総資産の（ ④ ）%を超える場合に開示する。
上記のうち、資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等	それぞれの残高が連結総資産の（ ④ ）%以下の場合でも、その取引の発生総額が連結総資産の（ ④ ）%を超える場合には、各取引を開示する。 ただし、取引が反復的に行われている場合や、その発生総額の把握が困難である場合には、期中の平均残高が総資産の（ ④ ）%を超える取引を開示することもできる。
上記のうち、事業の譲受又は譲渡	対象となる資産や負債が個々に取引されるのではなく、一体として取引されることから、対象となる資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、連結総資産の（ ④ ）%を超える場合には開示する。

2. 関連当事者が個人グループの場合

全ての取引について、（ ③ ）万円超の取引を開示する。

より（ ⑤ ）な取引が反映されやすいと考えられる特別損益項目と個人グループとの取引については、重要性判断のハードルがより厳しくなっている。

会社の役員が他の法人の代表者を兼務しており、当該役員がその法人の代表者として会社と取引を行うような場合には、法人グループとして取り扱う。

問 マネジメント・アプローチによりセグメント情報は開示されるが、マネジメント・アプローチの短所を、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」に従って2つ答えなさい。

問 関連当事者については、関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別並びにその開示に係る網羅性に関しては、特に重要な虚偽表示のリスクの程度が高い場合があります。監査人が、関連当事者の存在の情報の網羅性に関して実施しなければならない監査手続について、知るところを2項目、箇条書きで記載して下さい。

問 「セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第 17 号（以下、セグメント会計基準））」 中の下記の文章に関して、以下の問いに答えなさい。

集約基準

11. 複数の事業セグメントが次の要件のすべてを満たす場合、企業は当該事業セグメントを 1 つの事業セグメントに集約することができる。
- (1) 当該事業セグメントを集約することが、セグメント情報を開示する（ア）と整合していること
 - (2) 当該事業セグメントの（イ）が概ね類似していること
 - (3) 当該事業セグメントの次のすべての要素が概ね類似していること
 - ① （ウ）及び（エ）の内容
 - ② （ウ）の製造方法又は製造過程、（エ）の提供方法
 - ③ （ウ）及び（エ）を販売する市場又は顧客の種類
 - ④ （ウ）及び（エ）の販売方法
 - ⑤ 銀行、保険、公益事業等のような業種に特有の規制環境

量的基準

12. 企業は、次の量的基準のいずれかを満たす事業セグメントを報告セグメントとして開示しなければならない。
- (1) 売上高（事業セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）がすべての事業セグメントの売上高の合計額の（オ）以上であること（売上高には役員収益を含む。以下同じ。）
 - (2) 利益又は損失の絶対値が、①利益の生じているすべての事業セグメントの利益の合計額、又は②損失の生じているすべての事業セグメントの損失の合計額の絶対値のいずれか大きい額の（オ）以上であること
 - (3) 資産が、すべての事業セグメントの資産の合計額の（オ）以上であること
13. 企業は、前項の量的基準を満たしていない複数の事業セグメントの経済的特徴が概ね類似し、かつ第 11 項(3)に記載した事業セグメントを集約するにあたって考慮すべき要素の過半数について概ね類似している場合には、これらの事業セグメントを結合して、報告セグメントとすることができる。
14. 報告セグメントの外部顧客への売上高の合計額が連結損益計算書又は個別損益計算書（以下「損益計算書」という。）の売上高の（カ）未満である場合には、損益計算書の売上高の（カ）が報告セグメントに含まれるまで、報告セグメントとする事業セグメントを追加して識別しなければならない

- (1) 下線(a)について、セグメント会計基準においては、経営者が経営上の意思決定を行い、また業績を評価するために、企業の事業活動を区分した方法に基づいて、単一の区分方法によるセグメント情報を連結財務諸表または個別財務諸表に開示するマネジメントアプローチが採用されています。当該目的で経営者の設定する企業の構成単位を「事業セグメント」といいますが、企業の構成単位が「事業セグメント」に該当する要件を 3 つ答えなさい。
- (2) 文中のア～カにあてはまる語句を答えなさい。
- (3) 下線(b)について、セグメント情報として開示する下記のそれぞれの項目のうち、「開示しなければならない項目」については「1」を、「最高経営意思決定機関に定期的に提供され、使用されている場合に開示しなければならない項目」については「2」を、「報告セグメントの利益(又は損失)及び資産の額の算定に含まれている場合、あるいは、事業セグメント別の情報が別の方法で最高経営意思決定機関に定期的に提供され、使用されている場合に開示が求められる項目」については「3」を、解答欄に記入しなさい。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ア. 減価償却費 | カ. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 |
| イ. 外部顧客への売上高 | キ. 持分法投資利益(又は損失) |
| ウ. 負債 | ク. 利益(又は損失) |
| エ. 資産 | |
| オ. 受取利息及び支払利息 | |

- (4) 企業が、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除き、セグメント情報の関連情報として開示しなければならないとされている情報を3つ答えなさい。
- (5) 監査人は、適用される財務報告の枠組みに準拠してセグメント情報が表示及び開示されているかどうかについて十分かつ適切な監査証拠を入手するにあたり、セグメント情報を決定する際に経営者が用いた方法や手順を理解することが求められます。その理解が求められる具体的な事項を2つ挙げなさい。

問 企業がセグメント情報等を開示するにあたっての基本原則につき、空欄①～⑤に当てはまる語句を答えなさい。

セグメント情報等の開示は、(①) が、企業の (②) を理解し、(③) のキャッシュ・フローの (④) を適切に評価できるように、企業が行う様々な事業活動の内容及びこれを行う経営環境に関して (⑤) を提供するものでなければならない。

問 「関連当事者の開示に関する会計基準（企業会計基準第11号 以下、関連当事者基準）」、及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第13号 以下、関連当事者適用指針）」に関して、以下の問いに答えなさい。

- (1) 下記は、「ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等」として、「関連当事者」に該当します。これらのうち、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という）第8条第8項でいう「関係会社」にも該当するものの番号を4つ答えなさい。

- ① 親会社
- ② 子会社
- ③ 財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社
- ④ 財務諸表作成会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（以下「その他の関係会社」という。）
- ⑤ その他の関係会社の親会社及び子会社
- ⑥ 関連会社
- ⑦ 関連会社の子会社
- ⑧ 財務諸表作成会社の主要株主及びその近親者
- ⑨ 財務諸表作成会社の役員及びその近親者
- ⑩ 親会社の役員及びその近親者
- ⑪ 重要な子会社の役員及びその近親者
- ⑫ ⑧から⑩に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
- ⑬ 従業員のための企業年金（企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。）

- (2) 開示対象となる関連当事者との取引の範囲に関する次のア～エの文章のうち、正しいものには「○」、誤っているものについては「×」を解答欄に記載しなさい。

- ア、形式的・名目的に第三者を経由した取引で、実質上の相手先が関連当事者であることが明確な場合には、開示対象に含めるものとする。
- イ、関連当事者の定義でいう会社には、組合その他これらに準ずる事業体は含まれない。
- ウ、無償取引や低廉な価格での取引については、独立第三者間取引であったと仮定した場合の金額を見積った上で、重要性の判断を行い、開示対象とするかどうかを決定する。
- エ、一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引は、開示対象である。

(3) 下記の事例について、

1. ①～④の取引におけるV社～Yが、Z社（財務諸表提出会社）の関連当事者として、関連当事者適用指針第13項でいう4つのグループのいずれに該当するか、そのグループ名を記載しなさい。
2. また、①～④の取引が関連当事者との取引として開示の対象となる場合は「○」、対象とならない場合は「×」を記載し、その理由を記載しなさい。

【事例】

Z社の当年度末の連結総資産は20,000百万円であり、当年度の要約連結損益計算書は以下の通りである。なお、Z社の5年間平均の税金等調整前当期純利益は、1,500百万円であった。

(単位：百万円)

売上高	15,000
売上原価	10,000
販売費及び一般管理費	3,000
営業利益	2,000
営業外収益	600
営業外費用	800
経常利益	1,800
特別利益	500
特別損失	900
税金等調整前当期純利益	1,400

① V社との取引

Z社はV社の議決権の24%を所有している。Z社はV社から商品を仕入れており、当年度の仕入高は1,500百万円であった。

② W社との取引

W社はZ社の議決権の55%を所有している。当期中、Z社はW社に対して固定資産を100百万円で売却し、売却益60百万円を特別利益に計上している。

③ X社との取引

W社は、X社の議決権の70%を所有している。Z社は、X社に対し、当期首に運転資金400百万円を貸し付けたが、期中に250百万円の返済を受け、期末残高は150百万円となっている。

④ Yとの取引

Yは、Z社の代表取締役社長である。月額賃料0.5百万円のマンションをZ社が借り上げ、社宅としてYに賃貸して、月額0.5百万円(年額6百万円)を家賃として受け取っている。

(4) 監査人は、企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引について、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければなりません。そのリスクに対応するために実施しなければならない監査手続を答えなさい。

問 現行制度のセグメント情報等は、「マネジメント・アプローチ」が基本概念として採用されています。そこで、マネジメント・アプローチとはどのような考え方なのかを簡潔に説明してください。

問 企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」は、関連当事者の開示について、その内容を定めることを目的とするものですが、その中で関連当事者の開示の趣旨が記載されています。その関連当事者の開示の趣旨について、記載して下さい。

問 企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の第6項では、事業セグメントの要件が記載されています。この要件について、以下の空欄 A ～ D にあてはまる文言を記述してください。

【企業会計基準第17号 第6項】

事業セグメントの定義

6. 「事業セグメント」とは、企業の構成単位で、次の要件のすべてに該当するものをいう。

- (1) A を稼得し、B が発生する事業活動に関わるもの（同一企業内の他の構成単位との取引に関連する A 及び B を含む。）
- (2) 企業の C が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
- (3) D を入手できるもの

問 企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」では、報告セグメントの決定の要件として集約基準の他、量的基準を3項目設けています。この3項目の量的基準について、箇条書きで記載して下さい。

問 企業は、セグメント情報として、次の項目を開示することとされています。この開示項目について、以下の空欄 A ～ D にあてはまる文言を記述して下さい。

- (1) 報告セグメントの概要
- (2) 報告セグメントの A 、 B 、 C 及びその他の重要な項目の額並びにその測定方法に関する事項
- (3) 報告セグメントの各開示項目の合計額とこれに対応する財務諸表計上額との間の D に関する事項

問 企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」によれば、関連当事者は、法人又は個人の別、支配又は被支配の別、影響力の度合などに基づき、4つのグループに区分されます。この4つのグループを箇条書きで記載して下さい。

問 「関連当事者との取引」の定義について、以下の文章の空欄 A ～ C にあてはまる文言を記述して下さい。

「関連当事者との取引」とは、「会社」（連結財務諸表上は A をいい、個別財務諸表上は B をいう。）と関連当事者との取引をいい、対価の有無にかかわらず、資源若しくは債務の移転、又は役務の提供をいう。また、関連当事者が C のために「会社」との間で行う取引や、「会社」と C との間の取引で関連当事者が当該取引に関して「会社」に重要な影響を及ぼしているものを含む。

問 以下のケースについて、関連当事者との取引として開示対象となるかどうか、を理由と共に記述して下さい。開示対象となる場合は「○」を、開示対象とならない場合は「×」を判定欄に記述して下さい。

- (1) 会社と連結子会社との取引
- (2) 期末に取得したため、貸借対照表のみ連結している子会社との間の損益取引（なお、当該子会社は、期末前において関連当事者であったとする。）
- (3) 連結財務諸表作成会社の役員（代表取締役）が子会社の役員を兼務しており、当該役員がその子会社から3百万円の借入をしている場合。

問 報告セグメントの決定にあたり量的基準に従って報告セグメントを決定する。空欄①～③に当てはまる語句を語群ア～オから選び、選んだカタカナを答えなさい。

- (1) 売上高（事業セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）が（ ① ）事業セグメントの売上高の合計額の（ ② ）以上であること（売上高には役務収益を含む。以下同じ）
- (2) 利益又は損失の絶対額が、1. 利益の生じているすべての事業セグメントの利益の合計額、又は 2. 損失の生じている（ ① ）事業セグメントの損失の合計額の絶対値のいずれか（ ③ ）額の（ ② ）以上であること
- (3) 資産が、すべての事業セグメントの資産の合計額の（ ② ）以上であること

【語群】

ア. 15% イ. 20% ウ. 10% エ. 一番影響の大きい オ. すべての カ. 大きい

問 監査基準委員会報告書 501「特定項目の監査証拠」で示されている要求事項について、空欄①～④について当てはまる語句を答えなさい。

1. セグメント情報を決定する際に（ ① ）が用いた（ ② ）や（ ③ ）を理解すること
2. 状況に応じて、分析的手続又は（ ④ ）を実施すること

問 下記の表は、現行制度前のセグメント情報と現行制度のセグメント情報等を対比したものです。

下記表の空欄 A ～ D にあてはまる文言を記述して下さい。

項目	現行制度前のセグメント情報	現行制度のセグメント情報等
基本概念	連結財務諸表を分解した情報	マネジメント・アプローチ
基本原則	事業の多角化、経済活動の国際化に伴い、連結財務諸表を補完する役割を有する。	財務諸表利用者が、 <input type="text" value="A"/> を理解し、 <input type="text" value="B"/> を適切に評価できるように、企業が行う様々な事業活動の内容及びこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供するものでなければならない。
開示範囲	連結財務諸表	連結財務諸表または個別財務諸表
開示項目	①事業の種類別セグメント情報 ②所在地別セグメント情報 ③海外売上高	①セグメント情報 ②セグメント情報の関連情報 ③ <input type="text" value="C"/> に関する報告セグメント別情報 ④ <input type="text" value="D"/> に関する報告セグメント別情報
測定方法	財務諸表と同一の会計処理の原則及び手続に準拠して作成される。	財務諸表を作成するために採用する会計処理の原則及び手続は求めない。
報告される利益	営業損益等	最高意思決定機関に報告される金額に基づき、特定の段階利益を指すものではない。

<非営利法人会計と監査>

問 以下は社団法人と財団法人の説明である。次の空欄に入る語句を記載しなさい。なお、同じ番号には同じ語句が入るものとする。

【社団法人】

一定の目的の下に結合した（ ① ）の集合体であって、団体として組織、意思等を持ち、（ ② ）とは別個の社会的存在として団体の名において行動するものに対して、法律により（ ③ ）が与えられたもの。

（ ② ）が存在し、（ ② ）の総会によって法人の意思が決定され、（ ② ）が出捐する（ ④ ）等を主たる財源として運営される。

【財団法人】

一定の下に拠出され結合されている（ ⑤ ）の集まりであって、（ ⑥ ）を目的として、管理運営されるものに対して、法律により（ ③ ）が与えられたもの。

（ ② ）は存在せず、（ ⑦ ）によって定められた設立者の意思に基づき、（ ⑧ ）の運用益等を主たる財源として運営される。

問 それぞれの法人について会計監査人の設置が必要となる基準について記載しなさい。なお、異なる番号でも同じ語句等が入ることもある。

■ 一般社団・財団法人

（ ① ）合計額が（ ② ）円以上の法人

■ 公益社団・財団法人

原則として、会計監査人の設置が必須。

ただし、次のいずれの基準にも達しない法人は、この限りではない。

- ・（ ③ ）合計額：（ ④ ）円
- ・（ ⑤ ）合計額：（ ⑥ ）円
- ・（ ⑦ ）合計額：（ ⑧ ）円

問 公益認定の基準について以下に当てはまる財務3基準を記載しなさい。

- ・（ ① ）：説明・・・公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること
- ・（ ② ）が百分の五十以上となると見込まれるものであること
- ・（ ③ ）が認定法の制限を超えないと見込まれるものであること

問 法人区分と法人税の取扱いについて、下記の選択肢から該当するものを選びなさい。なお、異なる番号でも同じ選択肢が入ることもある（使わない選択肢もあり）。

法人区分		課税所得の範囲	みなし寄附の適用
公益社団・財団法人		①	④
一般社団・財団法人	非営利型法人	②	⑤
	非営利型法人以外の法人（普通法人）	③	⑥

【選択肢】

ア：収益事業により生じた所得	イ：公益事業により生じた所得
ウ：すべての所得	エ：あり（所得の30%以上）
オ：あり（所得の50%以上）	カ：なし

問 会計監査人を設置しなければならない公益社団・財団法人の平成20年基準に基づく財務諸表を全て記載しなさい。

問 社会福祉法人における計算書類を3つしなさい。

問 支払資金は、「流動資産－流動負債」で計算されるが、この計算に含まれない勘定科目を、下記の選択肢から選び記号を記載しなさい

【選択肢】

ア 現金預金	イ 有価証券	ウ 未収金	エ 未収収益	オ 貯蔵品
カ 商品・製品	キ 立替金	ク 前払金	ケ 1年以内回収予定長期貸付金	
コ 短期貸付金	サ 仮払金	シ 徴収不能引当金	ス 事業未払金	
セ 1年以内返済予定設備資金借入金	ソ 未払費用	タ 預り金	チ 前受金	
ツ 賞与引当金				

問 以下の取引の資金仕訳及び非資金仕訳を記載しなさい（勘定科目は下記の語群から選択すること）。なお、仕訳が不要な取引については、「該当なし」と記載すること。

- A. 事業にかかる寄附金を現金で10万円受け取った。
- B. 事業にかかる補助金を100万円請求し、未収計上した。
- C. Bの未収金が振り込まれた。
- D. 車を300万円で購入し、未払計上した。
- E. 修繕積立金を100万円積み立て、修繕積立資産を同額積み立てた。

【勘定科目 選択肢】

<ul style="list-style-type: none"> ・現金預金 ・有価証券 ・事業未収金 ・未収金 ・未収収益 ・未収補助金 ・車両運搬具 ・修繕積立資産 ・修繕積立金 ・事業未払金 ・その他未払金 ・未払費用 ・国庫補助金等特別積立金 ・基本金
<ul style="list-style-type: none"> ・経常経費寄附金収入 ・施設整備等寄附金収入 ・施設整備等補助金収入 ・補助金事業収入（公費） ・車両運搬具取得支出 ・修繕積立資産積立支出 ・支払資金
<ul style="list-style-type: none"> ・経常経費寄附金収益 ・施設整備等寄附金収益 ・施設整備等補助金収益 ・補助金事業収益（公費） ・修繕積立金積立額 ・国庫補助金等特別積立金積立額 ・国庫補助金等特別積立金取崩額 ・基本金組入額

問 平成29年度において、会計監査人の設置が必要となる基準について記載しなさい。
サービス活動収益が（ ① ）円を超える法人、または負債が（ ② ）円を超える法人

問 以下は医療法人の説明である。次の空欄に入る語句を記載しなさい。なお、同じ番号には同じ語句が入るものとする。

医療法人とは、医療法に基づき設立される「（ ① ）、医師もしくは歯科医師が常時勤務する（ ② ）又は（ ③ ）を開設しようとする社団又は財団」をいう。

（ ① ）	（ ④ ）床以上のベッド（入院施設）を持つ医療機関
（ ② ）	（ ⑤ ）床以下のベッド（入院施設）を持つ、またはベッド（入院施設）を持たない医療機関
（ ③ ）	介護保険法に基づき設立される、介護を必要とする高齢者の自立を支援するための施設

問 以下は医療法人の種類の説明である。説明に該当する法人の種類を記載しなさい。

(①)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療計画に記載された「救急医療等確保事業」、すなわち地域で特に必要とされている医療を行い、一定の公的な運営要件を充たし、都道府県と知事等の認可を受けた医療法人。 ・当該法人は事業の実施範囲や税制面等で優遇措置を受けることができる。
(②)	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法に基づく財団又は持分のない社団の医療法人であり、その事業が地域社会の医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するとともに、公的かつ適正な運営が行われているものとして国税庁長官の承認を受けた医療法人。 ・法人税において公益法人等の収益事業と同様の軽減税率が適用される。
(③)	<ul style="list-style-type: none"> ・基金制度を採用した社団の医療法人。
(④)	<ul style="list-style-type: none"> ・出資持分の定めのある社団医療法人であり、定款により社員の退社等の出資持分の払戻しや解散時の残余財産の配分額を払込出資額を限度とする医療法人。 ・出資者にとって投下資本の回収を最低限確保しつつ、医療法人の非営利性を徹底するとともに、社員の退社時等の出資持分の払戻し額をあらかじめ定めることにより、医療法人の安定的運営が可能になり、医療の永続性・継続性が確保される。

問 (1) 平成 29 年度において、会計監査人の設置が必要となる基準について記載しなさい

■一般医療法人

- ・最終会計年度に係る収益(サービス活動収益)が (①) 円以上の法人
- ・最終会計年度に係る負債が (②) 円以上の法人

■社会医療法人

- ・最終会計年度に係る収益(サービス活動収益)が (③) 円以上の法人
- ・最終会計年度に係る負債が (④) 円以上の法人
- ・ (⑤) を発行している法人

(2) (1) の法人が、厚生労働省令で定める医療法人会計基準及び運用指針で作成が求められる財務諸表を記載しなさい。

(3) (2) の財務諸表のうち医療法に基づく公認会計士監査の対象となるものを記載しなさい。

以 上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning